

A large blue diagonal graphic that starts from the top-left corner and extends towards the bottom-right, creating a triangular shape on the left side of the page.

Laws of
the Game
2015/2016

サッカー競技規則

はじめに

サッカーの競技規則（Laws of the Game）は、国際サッカー評議会（The International Football Association Board）によって制定される。そして、その冊子が国際サッカー連盟（FIFA：Fédération Internationale de Football Association）により発行され、FIFA ならびに FIFA に加盟している各大陸連盟および加盟協会下で行われるサッカー競技は、すべてこの規則に基づきプレーされる。

サッカー競技規則は、毎年 2 月または 3 月に開催される国際サッカー評議会の年次総会で協議され、改正があった場合、その決定について IFAB から通知される。

日本では、FIFA が基本としている英語版を（公財）日本サッカー協会が毎年改正部分を含めて日本語に翻訳、表現を見直しながら出版している。もっとも、文章に疑義が生じた場合は、競技規則の注解の「公式言語」にあるよう、英語版の文章が正式なものになるので、英語版の競技規則に基づき解釈することになる。

本書には、条文や国際サッカー評議会の決定で加盟協会に任せられている部分などについて、（公財）日本サッカー協会の考え方や日本で行われるサッカーに適用される規定を「（公財）日本サッカー協会の決定」として付け加えてある。また、日本語版付録には、競技規則の的確な解釈や円滑な競技運営のために様々な通達等、さらに、審判員が競技規則をより適切に施行できるように「審判員の目標と重点項目」などの資料を掲載している。特に通達等については、必要に応じて発信、改廃されているので、競技規則そのものの、その解釈等と同様、最新の情報として捉えていただきたい。

（公財）日本サッカー協会はJリーグと共に、フェアプレーの原点となる「リスペクト（大切に思うこと）」を推進している。サッカー競技規則は、審判員や審判指導者のみならず、競技者、加盟チームの役員などサッカーに関わるすべての人たちにとって必要不可欠なものであり、大切に思い、遵守していくもの（リスペクト）である。

本書にある競技規則および付属する様々な内容を十分に理解し、安全で誰もが楽しめるようなサッカーをいたるところで繰り広げていただきたい。ひいては、それがサッカーの健全なる発展に資することになる。

修正

関係する加盟協会の合意が得られており、また競技規則の基本原則が保持されていれば、16歳未満の競技者、女子、年長者（35歳以上）および障がいのある競技者の試合では競技規則の適用に当たって修正を加えることができる。

以下の一部またはすべてに修正ができる。

- 競技のフィールドの大きさ
- ボールの大きさ、重さ、材質
- ゴールポストの間隔とクロスバーのグラウンドからの高さ
- 試合時間
- 交代

これ以外の修正は、国際サッカー評議会の同意があった場合にのみ認められる。

男性と女性

主審、副審、競技者、役員について、競技規則ではすべて男性で表記されているが、これは簡略化のためであって、いずれも男性、女性の双方に適用されるものである。

（注：日本語訳には性別がない）

公式言語

国際サッカー評議会に代わり、国際サッカー連盟（FIFA）が英語版、フランス語版、ドイツ語版、スペイン語版の競技規則を発行している。文章表現に疑義が生じた場合、英語版の競技規則に基づくものとする。

符号

左側余白の単線 “|” は、新しい競技規則の改正を表す。

規則	ページ
第1条 競技のフィールド	6
第2条 ボール	15
第3条 競技者の数	18
第4条 競技者の用具	22
第5条 主審	25
第6条 副審	29
第7条 試合時間	30
第8条 プレーの開始および再開	31
第9条 ボールインプレーおよびボールアウトオブプレー	34
第10条 得点の方法	35
第11条 オフサイド	36
第12条 ファウルと不正行為	37
第13条 フリーキック	41
第14条 ペナルティーキック	45
第15条 スローイン	49
第16条 ゴールキック	51
第17条 コーナーキック	53
試合またはホームアンドアウェーの対戦の勝者を決定する方法	55
テクニカルエリア	58
第4の審判員およびリザーブ副審	59
追加副審	60
競技規則の解釈と審判員のためのガイドライン	61

フィールドの表面

試合は、競技会規定に基づき、天然または人工の表面のフィールドで行われる。

人工のフィールド表面の色は、緑でなければならない。

FIFA加盟協会の代表チーム、またはクラブチームの国際競技会のいずれの試合においても人工の表面のフィールドが用いられる場合、その表面はFIFAのサッカー芝品質コンセプトまたは国際人工芝基準の要件を満たさなければならない。ただし、FIFAから特別な適用免除を受けた場合を除く。^{a)}

フィールドのマーキング

競技のフィールド（以下、フィールドという）は長方形で、ラインでマークしなければならない。エリアの境界線を示すラインはそのエリアの一部である。

長い方の2本の境界線をタッチライン、短い方の2本の境界線をゴールラインという。

2本のタッチラインの中点を結ぶハーフウェーラインでフィールドを半分に分ける。

ハーフウェーラインの中央にセンターマークをしるす。これを中心に半径9.15m（10ヤード）のサークルを描く。^{b)}

コーナーキックを行うときに守備側競技者に離れる距離を確実に守らせるため、コーナーアークから9.15m（10ヤード）離れたフィールドの外側に、ゴールラインとタッチラインに対して直角のマークをつけることができる。^{c)}

大きさ^{d)}

タッチラインの長さは、ゴールラインの長さより長くなければならない。

長さ（タッチライン）	最小	90m（100ヤード）
	最大	120m（130ヤード）
幅（ゴールライン）	最小	45m（50ヤード）
	最大	90m（100ヤード）

すべてのラインの幅は同じで、12cm（5インチ）を超えてはならない。

国際試合

長さ	最小	100m（110ヤード）
	最大	110m（120ヤード）
幅	最小	64m（70ヤード）
	最大	75m（80ヤード）

ゴールエリア

ゴールポストの内側から、5.5m（6ヤード）のところに、ゴールラインと直角に2本のラインを描く。このラインは、フィールド内に5.5m（6ヤード）まで延ばし、その先端をゴールラインと平行なラインで結ぶ。これらのラインとゴールラインで囲まれたエリアがゴールエリアである。

ペナルティーエリア

1 ゴールポストの内側から、16.5m（18ヤード）のところに、ゴールラインと直角に2本のラインを描く。このラインは、フィールド内に16.5m（18ヤード）まで延ばし、その先端をゴールラインと平行なラインで結ぶ。これらのラインとゴールラインで囲まれたエリアがペナルティーエリアである。

それぞれのペナルティーエリア内に、両ゴールポストの中央から11m（12ヤード）で両ゴールポストから等距離のところにペナルティーマークを描く。^{b)}

それぞれのペナルティーマークの中央から半径9.15m（10ヤード）のアークをペナルティーエリアの外に描く。

フラッグポスト

各コーナーには、旗をつけた先端のとがっていない高さ1.5m（5フィート）以上のフラッグポストを立てる。

ハーフウェーラインの両端に、タッチラインから1m（1ヤード）以上離してフラッグポストを立ててもよい。

コーナーアーク

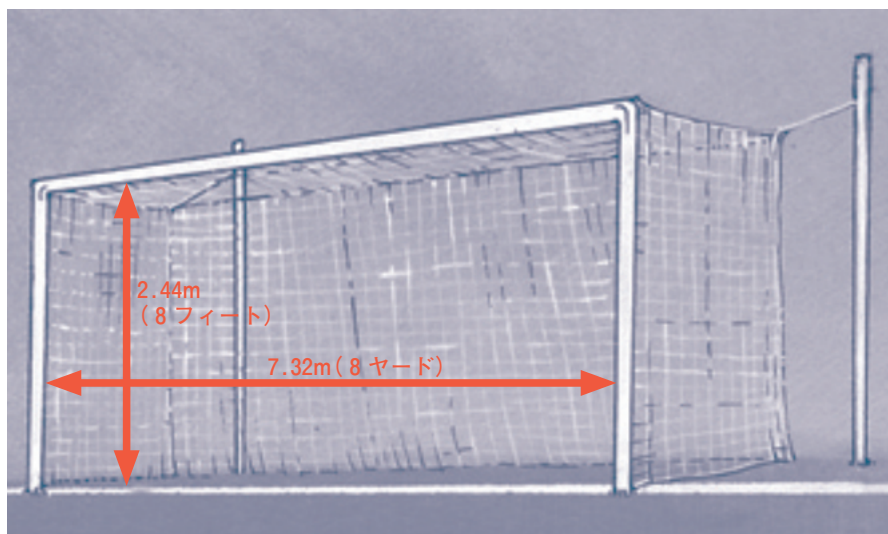
それぞれのコーナーフラッグポストから、半径1m（1ヤード）の四分円をフィールド内に描く。

ゴール

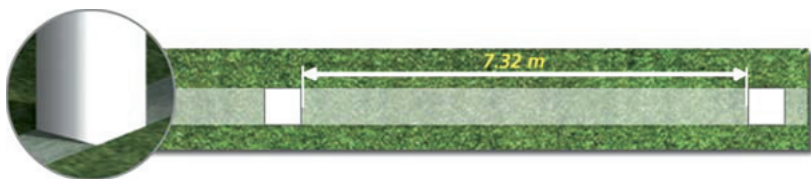
ゴールを1基、それぞれのゴールラインの中央に設置する。

ゴールは、コーナーフラッグポストから等距離のところに垂直に立てられた2本のポストと、その頂点を結ぶ水平なクロスバーとからなる。ゴールポストとクロスバーは、木材、金属またはその他の承認された材質でできていなければならない。その形は正方形、長方形、円形、楕円形のいずれかでなければならず、競技者に危険なものであってはならない。

ポストの間隔は7.32m（8ヤード）で、クロスバーの下端からグラウンドまでの距離は2.44m（8フィート）である。



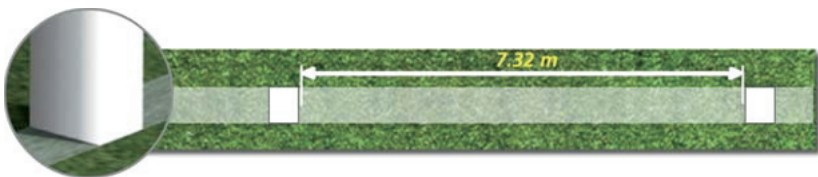
ゴールラインに対するゴールポストの位置は、下図のとおりでなければならない。



ゴールポストの形状が（上方から見て）正方形の場合、側面はゴールラインに対して平行、または直角でなければならない。クロスバーの側面は、フィールド面に対して平行、または垂直でなければならない。



ゴールポストの形状が（上方から見て）楕円形の場合、ポストの断面の最長部分はゴールラインに対して直角でなければならない。クロスバーの断面の最長部分はフィールド面に対して平行でなければならない。



ゴールポストの形状が（上方から見て）長方形の場合、長い方の側面はゴールラインに対して直角でなければならない。クロスバーの長い方の側面は、フィールド面に対して平行でなければならない。



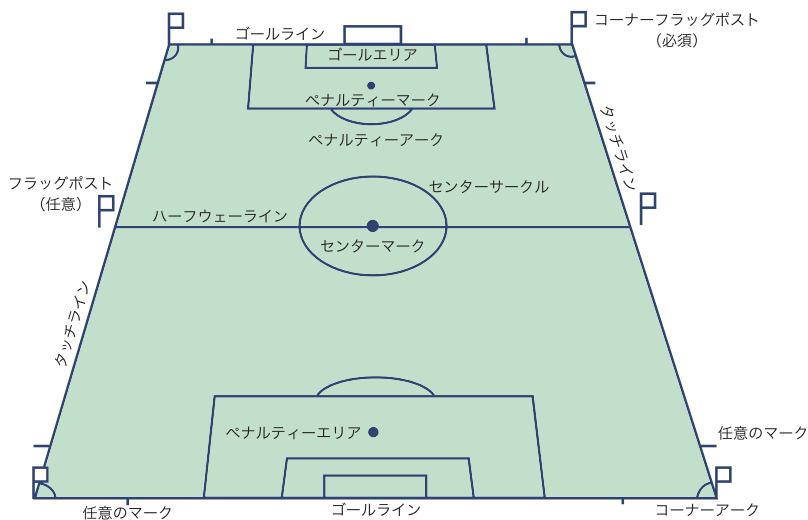
ゴールポストとクロスバーは、同じ幅と同じ厚さで、12cm（5 インチ）以下とする。ゴールラインの幅はゴールポストおよびクロスバーの厚さと同じでなければならない。^{e)} ネットをゴールとその後方のグラウンドに取り付けることができるが、それは適切に支えられ、ゴールキーパーの邪魔にならないようにする。

ゴールポストとクロスバーは、白色でなければならない。

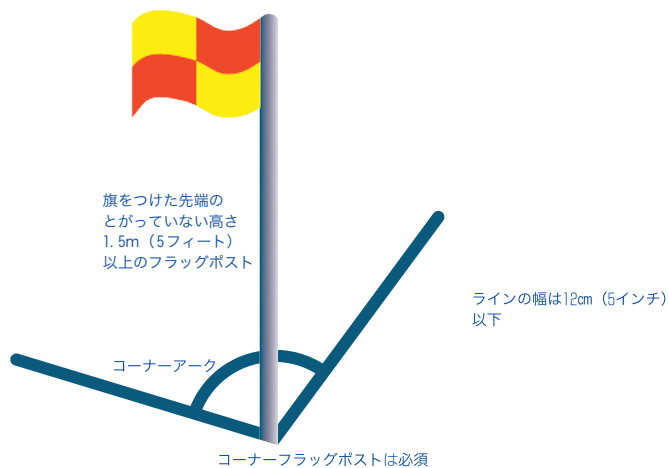
安全

ゴールはグラウンドに確実に固定しなければならない。移動式ゴールはこの要件を満たしている場合にのみ使用できる。

競技のフィールド



コーナーフラッグポスト



国際サッカー評議会の決定

決定1

テクニカルエリアが設置される場合、この冊子の「テクニカルエリア」と題する部分に記載の国際サッカー評議会が承認した要件を満たさなければならない。

決定2

ゴールライン・テクノロジー（GLT）を使用する場合、ゴールの枠の修正が認められる。修正は「FIFAクオリティ・プログラム」のGLTマニュアルの規定、および前述の「ゴール」の記述に従って行わなければならない。

（公財）日本サッカー協会の決定

- a) JFAロングパイル人工芝基準の検査を確認し、公認ピッチとして公認された施設における、各公式試合実施に関し下記の手順にて決定することとする（2003年11月6日理事会決定）。
 - ①全国レベルの大会（公式試合）
実施の判断は、各大会実施委員会、各種大会部会、各連盟（含むJリーグ）にて方針を決定し、理事会にて承認を得ること。
 - ②各地域レベルの大会（公式試合）
実施の判断は、各地域サッカー協会が行う。
 - ③各都道府県レベルの大会（公式試合）
実施の判断は、各都道府県サッカー協会が行う。
- b) センターマークおよびペナルティーマークは、直径22cmの円で描く。
- c) このマークはゴールラインまたはタッチラインから5cm離して直角に30cmの長さの白線とする。9.15mの距離は、コーナーアークの外側からこのマークのそれぞれゴール側の端またはハーフウェーライン側の端までとする。
- d) 日本国内での国際試合および国民体育大会等の全国的規模の大会でのフィールドの大きさは105m×68mとする（1985年11月21日理事会決定）。
なお、FIFAは、ワールドカップ、オリンピック等のフィールドの大きさを105m×68mと定めている。
- e) クロスバーおよびゴールポストの幅と厚さは、ともに12cmのものが最も適当とする。

品質と規格

ボールは、次のものとする。

- 球形
- 皮革または他の適切な材質
- 外周は、70cm（28インチ）以下、68cm（27インチ）以上
- 重さは、試合開始時に450 g（16オンス）以下、410 g（14オンス）以上
- 空気圧は、海面の高さの気圧で、0.6~1.1気圧（600~1100 g /cm²：8.5~15.6ポンド／平方インチ）

欠陥が生じたボールの交換

試合の途中でボールが破裂する、または欠陥が生じた場合、

- 試合は、停止される。
- 試合は、もとのボールに欠陥が生じた場所で、交換したボールをドロップして再開される。ただし、ゴールエリア内でプレーが停止され、主審がプレーを停止したときにもとのボールがあった地点に最も近いゴールラインに平行なゴールエリアのライン上で交換したボールをドロップする場合を除く。

ペナルティーキックまたはペナルティーマークからのキックの途中で、ボールが前方に動き、他の競技者またはクロスバーまたはゴールポストに触れる前に破裂する、または欠陥が生じた場合、

- ペナルティーキックは、再び行われる。

ボールがインプレー中ではなく、キックオフ、ゴールキック、コーナーキック、フリーキック、ペナルティーキック、またはスローインのときに、ボールが破裂する、または欠陥が生じた場合、

- 試合は、そのときの再開方法で再開される。

試合中、ボールは主審の承認を得ずに交換できない。

国際サッカー評議会の決定

決定1

ボールは、第2条の要件に加え、FIFAや各大陸連盟の主催下で行われる公式競技会の試合において、次のいずれかのロゴが付けられていることを条件として使用が認められる。

- FIFAクオリティプロ
- FIFAクオリティ
- 国際試合ボール基準



以前の品質を示す“FIFA承認(FIFA Approved)”“FIFA検定(FIFA Inspected)”“国際試合ボール基準(International Match Standard)”のロゴが付いているボールは、上記の試合において2017年7月まで使用することができる。

これらのロゴは、第2条に規定されている最低限の仕様に加えて、ロゴ別に規定された技術的要件を満たしていることが公式にテストされて証明されていることを示している。ロゴ別に定められた追加要件のリストは、国際サッカー評議会によって承認されたものである。テストを実施する検査機関はFIFAによって承認される必要がある。

加盟協会の競技会は、これら3つのロゴのいずれかを付けたボールの使用を要求することができる。

決定2

FIFAの競技会ならびに各大陸連盟および加盟協会の主催下で行われる公式競技会の試合では、ボールに一切の商業広告を付けることは認められない。ただし、競技会、競技会の主催者のエンブレムおよびメーカーの承認された商標は認められる。競技会規定において、これらのマークのサイズと数を制限することができる。

決定3

ゴールライン・テクノロジー（GLT）を使用する場合、このテクノロジーを導入したボールを使うことができるが、「FIFA 承認」、「FIFA 検定」、「国際試合ボール基準」のいずれかのロゴが付けられていなければならない（「決定1」を参照のこと）。

競技者の数

試合は、11人以下の競技者からなる2つのチームによって行われる。各チームの競技者のうちの1人はゴールキーパーである。いずれかのチームが7人未満の場合、試合は開始されない。

交代要員の数

公式競技会

FIFA、大陸連盟、または加盟協会の主催下で行われる公式競技会の試合では、いかなる試合でも最大3人までの交代を行うことができる。

競技会規定には、3人から最大12人までの範囲で、登録できる交代要員の数を明記しなければならない。

その他の試合

国際Aマッチにおいては、最大6人までの交代を行うことができる。

その他のすべての試合においては、次の条件を満たせば、より多い人数の交代を行うことができる。

- 関係チームが交代の最大人数について合意し、
- 試合前に主審に通知する。

試合前に、主審に通知されない場合、または関係チームが合意しなかった場合は、6人を超えて交代することはできない。

再交代（交代して退いた競技者の再出場）

再交代は、関係する加盟協会の合意の下、最も底辺のレベル（グラスルーツ／レクリエーション）の試合においてのみ使用することが認められる。

交代の進め方

すべての試合において、交代要員の氏名は試合開始前に主審に届けられなければならない。それまでに氏名が主審に届けられていない交代要員は試合に参加できない。

競技者が交代要員と交代する場合、次の条件を守らなければならない。

- 交代が行われることについて、事前に主審に通知する。
- 交代要員は、交代によって退く競技者がフィールドの外に出た後で、しかも主審の合図を受けてからフィールドに入る。
- 交代要員は、試合の停止中にハーフウェーラインのところからフィールドに入る。
- 交代は、交代要員がフィールドに入ったときに完了する。
- そのときからその交代要員は競技者となり、交代された競技者は交代して退いた競技者となる。
- 交代して退いた競技者は、再交代が認められる場合を除き、その試合に再び参加することはできない。
- 交代要員は、出場するしないにかかわらず、主審の権限に従い、その管轄下にある。

ゴールキーパーの入れ替え

ゴールキーパー以外の競技者は、次の条件でゴールキーパーと入れ替わることができる。

- 入れ替わる前に主審に通知する。
- 試合の停止中に入れ替わる。

違反と罰則

交代要員または交代して退いた競技者が主審の承認なくフィールドに入った場合、

- 主審は、プレーを停止する（ただし、その交代要員や交代して退いた競技者がプレーに干渉していない場合、ただちに停止しない）。
- 主審は、その者を反スポーツ的行為で警告し、フィールドを離れるよう命じる。
- 主審がプレーを停止した場合は、プレーが停止されたときにボールがあった位置から相手チームの間接フリーキックでプレーは再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。

試合開始前に、主審に交代を通知することなく、氏名を登録された競技者に代わって氏名を登録された交代要員がフィールドに入った場合、

- 主審は登録された交代要員を続けて試合に参加することを認める。
- 登録された交代要員に対して懲戒の罰則を与えない。
- 問題を起こしたチームの交代の回数は減らさない。
- 主審は関係機関にこの事実について報告する。

主審の事前承認なく、競技者がゴールキーパーと入れ替わった場合、

- 主審は、プレーを続けることを認める。
- 主審は、次にボールがアウトオブプレーになったとき、かかわった競技者を警告する。

本条に関して、その他の違反があった場合、

- かかわった競技者は、警告される。
- プレーが停止されたときにボールがあった位置から相手チームの競技者によって行われる間接フリーキックでプレーは再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。

競技者と交代要員の退場

試合開始前に退場を命じられた競技者の補充は、氏名を届け出た交代要員に限って認められる。

試合開始の前後を問わず、氏名を届け出た交代要員が退場を命じられた場合、その補充はできない。

安全

競技者は、自分自身または他の競技者にとって危険な用具を用いる、あるいはその他のものを身につけてはならない（あらゆる装身具を含む）。

基本的な用具

競技者が身につけなければならない基本的な用具は次のものであり、それぞれに個別のものである。

- 袖のあるジャージーまたはシャツ——アンダーシャツを着用する場合、その袖の色はジャージーまたはシャツの袖の主たる色と同じでなければならない。
- ショーツ——アンダーショーツまたはタイツを着用する場合、それらはショーツの主たる色と同じものでなければならない。
- ストッキング——テープまたは同様な材質のものを外部に着用する場合、それは着用する部分のストッキングの色と同じものでなければならない。
- すね当て
- 靴

すね当て

- ストッキングによって完全に覆われている。
- ゴム、プラスチック、または同質の適切な材質でできている。
- それ相応に保護することができる。

色

- 両チームは、お互いに、また主審や副審と区別できる色の服装を着用しなければならない。
- それぞれのゴールキーパーは、他の競技者、主審、副審と区別できる色の服装を着用しなければならない。

違反と罰則

本条に関する違反があった場合、

- プレーは、停止される必要はない。
- 違反をした競技者は、主審にフィールドから離れて用具を正すように指示される。
- 用具を正していなければ、その競技者はボールが次のアウトオブプレーになったとき、フィールドから離れる。
- 用具を正すためにフィールドを離れるように求められた競技者は、主審の承認なくフィールドに復帰してはならない。
- 主審は、競技者のフィールドへの復帰を認める前に用具が正されたことを点検する。
- 競技者は、ボールがアウトオブプレーのときのみフィールドへの復帰が認められる。

本条に関する違反によりフィールドから離れるように求められた競技者が主審の承認を得ずにフィールドに再び入った場合、その競技者は警告されなければならない。

プレーの再開

警告をするために主審がプレーを停止した場合、

- 試合は、主審が試合を停止したときにボールがあった場所から、相手チームの競技者によって行われる間接フリーキックで再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。

国際サッカー評議会の決定

決定1

身に着けなければならない基本的な用具

身に着けなければならない基本的な用具には、政治的、宗教的または個人的なスローガンやメッセージ、あるいはイメージをつけてはならない。

身に着けなければならない基本的な用具に、政治的、宗教的 または個人的なスローガンやメッセージ、あるいはイメージをつけた競技者のチームは、競技会の主催者またはFIFAにより罰せられる。

アンダーウェア

競技者は、政治的、宗教的または個人的なスローガンやメッセージ、あるいはイメージ、製造社ロゴ以外の広告のついているアンダーウェアを見せてはならない。

競技者および競技者のチームが、政治的、宗教的または個人的なスローガンやメッセージ、あるいはイメージ、製造社ロゴ以外の広告のついているアンダーウェアを見せた場合、競技会の主催者またはFIFAにより罰せられる。

主審の権限

各試合は、任命された試合に関して競技規則を施行する一切の権限を持つ主審によってコントロールされる。

職権と任務

主審は、

- 競技規則を施行する。
- 副審および第4の審判員がいる場合はそれらの審判員と協力して試合をコントロールする。
- 使用するすべてのボールを確実に第2条の要件に適合させる。
- 競技者の用具を確実に第4条の要件に適合させる。
- タイムキーパーを務め、また試合の記録をとる。
- 競技規則のあらゆる違反に対して、主審の裁量により試合を停止し、一時的に中断し、または中止する。
- 外部からのなんらかの妨害があった場合、試合を停止し、一時的に中断し、または中止する。
- 競技者が重傷を負ったと主審が判断した場合、試合を停止し、確実に負傷者をフィールドから退出させる。負傷した競技者は、試合が再開されたのちにのみフィールドに復帰できる。
- 競技者の負傷の程度が軽いと主審が判断した場合、ボールがアウトオブプレーになるまでプレーを続けさせる。
- 負傷によって出血した競技者を確実にフィールドから離れさせる。その競技者は、止血を確認した主審の合図を受けてからのみ復帰できる。
- 反則をされたチームがアドバンテージによって利益を受けそうなときは、プレーを続けさせる。しかし、予期したアドバンテージがそのときに実現しなかった場合は、そのもととなった反則を罰する。
- 競技者が同時に2つ以上の反則を犯した場合、より重大な反則を罰する。
- 警告または退場となる反則を犯した競技者に懲戒処置をとる。主審は、ただちにこの処置をとる必要はないが、次にボールがアウトオブプレーになったときにその処置をとらなければならない。

- 責任ある態度で行動しないチーム役員に対して処置をとり、さらに主審の裁量により、役員をフィールドおよびその周辺から立ち退かすことができる。
- 主審が見ていなかった出来事に関しては、副審の助言によって行動する。
- 認められていない者をフィールドに入らせない。
- 停止された試合の再開を合図する。
- 関係機関に審判報告書を提出する。^{f)} 報告書には、試合前、試合中または試合後の、競技者あるいはチーム役員に対する懲戒処置やその他の出来事に関する情報が含まれる。

主審の決定

プレーに関する事実についての主審の決定は、得点となったかどうか、また試合結果を含め最終である。

プレーを再開する前、または試合を終結する前であれば、主審は、その直前の決定が正しくないことに気づいたとき、または主審の裁量によって副審または第4の審判員の助言を採用したときのみ、決定を変えることができる。

国際サッカー評議会の決定

決定1

主審（また適用されるものに関しては、副審、第4の審判員）は、以下のことに法的な責任を負わない。

競技者、役員または観客のあらゆる負傷

すべての財産についてのあらゆる損害

主審の競技規則による決定または試合の開催、競技、管理に必要な一般的な進め方に基づく決定によって起きた、あるいは起きたであろうと思われる、個人、クラブ、会社、協会またはその他の団体に対するその他の損失

これらの決定には、以下のものが含まれる。

- フィールドやその周辺の状態または天候の状態が試合を開催できるかできないかの決定
- なんらかの理由による試合中止の決定
- 試合中に使用するフィールドの設備およびボールの適合性に関する決定
- 観客の妨害または観客席でのなんらかの問題により、試合を停止するかしないかの決定
- 負傷した競技者を治療のためにフィールドから退出させるために、プレーを停止するかしないかの決定
- 負傷した競技者を治療のためにフィールドから退出させる必要があるかないかの決定
- 競技者がある種の衣服や用具を着用することを認めるか認めないかの決定
- （主審の権限が及ぶ場所において）いかなる者（チームまたはスタジアムの役員、警備担当者、カメラマン、その他メディア関係者を含む）のフィールド周辺への立ち入りを許可するかしないかについての決定
- 競技規則またはその試合が行われるFIFA、大陸連盟、または加盟協会およびリーグの規約や規程にある任務に従って主審が下したその他の決定

決定2

第4の審判員が任命されているトーナメントまたは競技会においては、その役割と任務はこの冊子に記載されている国際サッカー評議会で承認されたガイドラインに従ったものでなければならない。

決定3

ゴールライン・テクノロジー（GLT）が各競技会規定に従って使用される場合、主審は試合前に、このテクノロジーの機能をテストする義務がある。実施すべきテストについては「FIFAクオリティ・プログラム」の「GLTテストマニュアル」に示されている。テクノロジーが「テストマニュアル」に沿って機能しない場合は、主審はGLTシステムを使用してはならず、この事実を各関係機関に報告しなければならない。

（公財）日本サッカー協会の決定

- f) （公財）日本サッカー協会主催の試合に関しては、本冊子の日本語版付録に記載されている報告書を試合日を含めて2日以内に（公財）日本サッカー協会会長宛に提出する。

任務

副審を2人任命することができる。決定は主審が行うが、副審の任務は、次のときに合図をすることである。

- ボールの全体がフィールドの外に出たとき
- どちらのチームがコーナーキック、ゴールキックまたはスローインを行うのか
- 競技者がオフサイドポジションにいることによって罰せられるとき
- 競技者の交代が要求されているとき
- 主審に見えなかった不正行為やその他の出来事が起きたとき
- 反則が起き、主審より副審がよりはっきりと見えるときはいつでも（特定の状況下で、反則がペナルティーエリア内で起きたときを含む）
- ペナルティーキックのとき、ボールがけられる前にゴールキーパーがゴールラインを離れたかどうか、またボールがゴールラインを越えたかどうか

援助

さらに副審は、競技規則に従って試合をコントロールする主審を援助する。特に9.15m（10ヤード）の距離をコントロールする援助を行うために、フィールドに入ることができる。

不法な干渉、または不当な行為を行ったとき、主審はその副審を解任し、関係機関に報告する。

プレー時間

主審と両チームとが相互に合意しないかぎり、試合は、前、後半ともに45分間行われる。プレー時間の長さを変更する（明るさが十分でないために前、後半を40分間に短縮するなど）ための合意は、プレーの開始前になされ、また競技会規定に従ったものでなければならない。

ハーフタイムのインターバル

競技者には、ハーフタイムにインターバルを取る権利がある。

ハーフタイムのインターバルは、15分間を超えてはならない。

競技会規定には、ハーフタイムのインターバル時間を規定する。

ハーフタイムのインターバル時間は、主審の同意があった場合にのみ変更できる。

空費された時間の追加

次のことで時間が空費された場合、前、後半それぞれ時間を追加する。

- 競技者の交代
- 競技者の負傷の程度の判断
- 負傷した競技者の治療のためのフィールドからの退出
- 時間の浪費
- その他の理由

空費された時間をどれだけ追加するかは主審の裁量である。

ペナルティーキック

ペナルティーキックまたはそのやり直しが行われなければならない場合、ペナルティーキックが完了するまで前、後半の時間を延長する。

中止された試合

競技会規定に定められていなければ、中止された試合は再び行われる。

キックオフの定義

キックオフは、プレーを開始または再開する方法のひとつである。

- 試合開始時
- 得点ののち
- 試合の後半の開始時
- 延長戦が行われるとき、その前、後半の開始時

キックオフから直接得点することができる。

進め方

試合および延長戦開始時のキックオフ前

- コインをトスし、勝ったチームが試合の前半に攻めるゴールを決める。
- 他方のチームが試合開始のキックオフを行う。
- トスに勝ったチームは、試合の後半開始のキックオフを行う。
- 試合の後半には、両チームはエンドを替え、反対のゴールを攻める。

キックオフ

- 一方のチームが得点したのち、他方のチームがキックオフを行う。
- すべての競技者は、フィールドの自分たちのハーフ内にいなければならない。
- キックオフをするチームの相手競技者は、ボールがインプレーになるまで9.15m（10ヤード）以上ボールから離れる。
- ボールは、センターマーク上に静止していなければならない。
- 主審が合図する。
- ボールは、けられて前方に移動したときインプレーとなる。
- キッカーは、他の競技者がボールに触れるまで、ボールに再び触れてはならない。

違反と罰則

他の競技者がボールに触れる前にキッカーがボールに再び触れた場合、

- 違反が起きたときにボールがあった位置から行われる間接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条—フリーキックの位置を参照）。

キックオフの進め方に関して、その他の違反があった場合、

- キックオフを再び行う。

ドロップボールの定義

ドロップボールは、ボールが依然インプレー中で、主審が競技規則のどこにも規定されていない理由によって、一時的にプレーを停止したときに、プレーを再開する方法である。

進め方

主審は、プレーを停止したときにボールがあった場所でボールをドロップする。ただし、ゴールエリア内でプレーが停止された場合、ドロップボールは、プレーを停止したときにボールがあった地点に最も近いゴールラインに平行なゴールエリアのライン上で行う。

ボールがグラウンドに触れたときにプレーが再開される。

違反と罰則

次の場合、ボールを再びドロップする。

- ボールがグラウンドに触れる前に競技者がボールに触れる。
- ボールがグラウンドに触れたのち、競技者が触れることなくフィールドの外に出る。

ボールがゴールに入った場合、

- ドロップしたボールがけられて直接相手競技者のゴールに入った場合、ゴールキックが与えられる。
- ドロップしたボールがけられて直接そのチームのゴールに入った場合、相手チームにコーナーキックが与えられる。

ボールアウトオブプレー

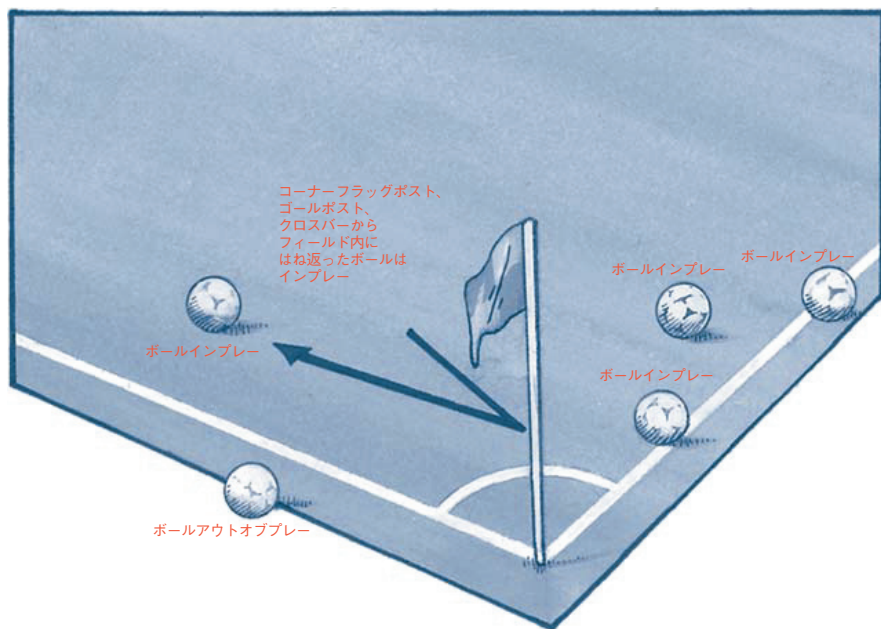
ボールは、次のときにアウトオブプレーとなる。

- グラウンド上または空中にかかわらず、ボールがゴールラインまたはタッチラインを完全に越えた。
- 主審がプレーを停止した。

ボールインプレー

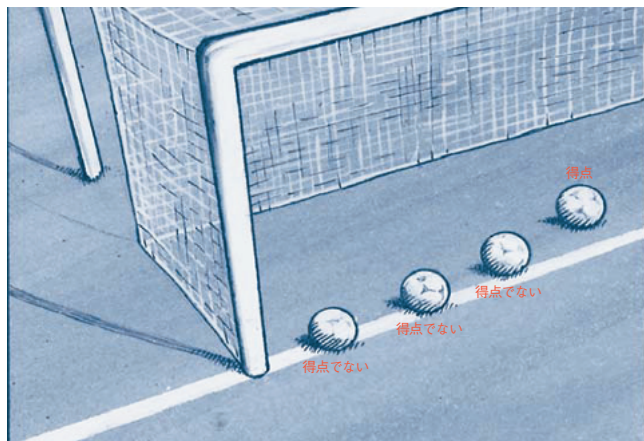
これ以外、ボールは、次の場合も含めてつねにインプレーである。

- ボールがゴールポスト、クロスバー、コーナーフラッグポストからはね返ってフィールド内にある。
- ボールがフィールド内にいる主審または副審からはね返る。



得点

ゴールポストの間とクロスバーの下でボールの全体がゴールラインを越えたとき、その前にゴールにボールを入れたチームが競技規則の違反を犯していなければ、1得点となる。



10

勝利チーム

試合中により多く得点したチームを勝ちとする。両チームが同点または共に無得点の場合、試合は引き分けである。

競技会規定

試合またはホームアンドアウェーの対戦が終了し、競技会規定として勝者を決定する必要がある場合、国際サッカー評議会が承認した次の方法のみが認められる。

- アウェーゴール・ルール
- 延長戦
- ペナルティーマークからのキック

ゴールライン・テクノロジー (GLT)

GLTシステムは、得点があったかどうかを検証し、主審の決定を援助するために使用することができる。GLTの使用は、各競技会規定に明記されなければならない。

オフサイドポジション

オフサイドポジションにいること自体は、反則ではない。

競技者は、次の場合オフサイドポジションにいることになる。

- 競技者がボールおよび後方から2人目の相手競技者より相手競技者のゴールラインに近い。

競技者は、次の場合オフサイドポジションにいないことになる。

- 競技者がフィールドの自分のハーフ内にいる。または、
- 競技者が後方から2人目の相手競技者と同じレベルにいる。または、
- 競技者が最後方にいる2人の相手競技者と同じレベルにいる。

反則

ボールが味方競技者によって触れられるかプレーされた瞬間にオフサイドポジションにいる競技者は、次のいずれかによってそのときのプレーにかかわっていると主審が判断した場合にのみ罰せられる。

- プレーに干渉する。または、
- 相手競技者に干渉する。または、
- その位置にいることによって利益を得る。

反則ではない

競技者が次のことからボールを直接受けたときはオフサイドの反則ではない。

- ゴールキック
- スローイン
- コーナーキック

違反と罰則

オフサイドの反則があった場合、主審は違反の起きた場所から行う間接フリーキックを相手チームに与える（第13条—フリーキックの位置を参照）。

ファウルと不正行為は、次のように罰せられる。

直接フリーキック

競技者が次の7項目の反則のいずれかを不用意に、無謀にまたは過剰な力で犯したと主審が判断した場合、直接フリーキックが相手チームに与えられる。

- 相手競技者をける、またはけろうとする。
- 相手競技者をつまずかせる、またはつまずかせようとする。
- 相手競技者に飛びかかる。
- 相手競技者をチャージする。
- 相手競技者を打つ、または打とうとする。
- 相手競技者を押す。
- 相手競技者にタックルする。

次の3項目の反則のいずれかを犯した場合も、直接フリーキックが相手チームに与えられる。

- 相手競技者を押さえる。
- 相手競技者につばを吐く。
- ボールを意図的に手または腕で扱う（ゴールキーパーが自分のペナルティーエリア内にあるボールを扱う場合を除く）。

直接フリーキックは、反則の起きた場所から行う(第13条—フリーキックの位置を参照)。

ペナルティーキック

ボールがインプレー中に、競技者が自分のペナルティーエリア内で上記の10項目の反則のいずれかを犯した場合、ボールの位置に関係なく、ペナルティーキックが与えられる。

間接フリーキック

ゴールキーパーが自分のペナルティーエリア内で、次の4項目の反則のいずれかを犯した場合、間接フリーキックが相手チームに与えられる。

- 自分のものとしたボールを放すまでに、手で6秒を超えてコントロールする。
- 自分のものとしたボールを手から放したのち、他の競技者が触れる前にそのボールに手で再び触れる。
- 味方競技者によって意図的にゴールキーパーにキックされたボールに手または腕で触れる。
- 味方競技者によってスローインされたボールを直接受けて手または腕で触れる。

競技者が次のことを行ったら主審が判断した場合も、間接フリーキックが相手チームに与えられる。

- 危険な方法でプレーする。
- 相手競技者の進行を妨げる。
- ゴールキーパーがボールを手から放すのを妨げる。
- 第12条のこれまでに規定されていないもので、競技者を警告する、または退場させるためにプレーを停止することになる反則を犯す。

間接フリーキックは、反則の起きた場所から行う(第13条—フリーキックの位置を参照)。

懲戒の罰則

イエローカードは、競技者、交代要員、または交代して退いた競技者に警告されたことを知らせるために使用される。

レッドカードは、競技者、交代要員、または交代して退いた競技者に退場が命じられたことを知らせるために使用される。

競技者または交代要員あるいは交代して退いた競技者のみにレッドカードまたはイエローカードが示される。

主審は、フィールドに入ったときから試合終了の笛を吹いたのちフィールドを離れるまで、懲戒の罰則を行使する権限をもつ。

フィールドの内外にかかわらず、相手競技者、味方競技者、主審、副審、その他の者に対して、警告または退場となる反則を犯した競技者は、犯した反則の質に従って懲戒される。

警告となる反則

競技者は、次の7項目の反則のいずれかを犯した場合、警告され、イエローカードを示される。

- 反スポーツ的行為
- 言葉または行動による異議
- 繰り返し競技規則に違反する
- プレーの再開を遅らせる
- コーナーキック、フリーキックまたはスローインでプレーが再開されるときに規定の距離を守らない
- 主審の承認を得ず、フィールドに入る、または復帰する
- 主審の承認を得ず、意図的にフィールドから離れる

交代要員または交代して退いた競技者は、次の3項目の反則のいずれかを犯した場合、警告される。

- 反スポーツ的行為
- 言葉または行動による異議
- プレーの再開を遅らせる

退場となる反則

競技者、交代要員または交代して退いた競技者は、次の7項目の反則のいずれかを犯した場合、退場を命じられる。

- 著しく不正なファウルプレー
- 乱暴な行為
- 相手競技者またはその他の者につばを吐く
- 意図的にボールを手または腕で扱い、相手チームの得点または決定的な得点の機会を阻止する（自分のペナルティーエリア内でゴールキーパーが行ったものには適用しない）
- フリーキックまたはペナルティーキックとなる反則で、ゴールに向かっている相手競技者の決定的な得点の機会を阻止する
- 攻撃的な、侮辱的な、または下品な発言や身振りをする
- 同じ試合の中で二つ目の警告を受ける

退場を命じられた競技者、交代要員または交代して退いた競技者は、フィールド周辺及びテクニカルエリア周辺から離れなければならない。

フリーキックの種類

フリーキックは、直接と間接のいずれかである。

直接フリーキック

ボールがゴールに入る

- 直接フリーキックが行われ、ボールが相手ゴールに直接入った場合、得点となる。
- 直接フリーキックが行われ、ボールが自分のゴールに直接入った場合、コーナーキックが相手チームに与えられる。

間接フリーキック

シグナル

主審は、片腕を頭上に上げて間接フリーキックであることを示す。主審は、キックが行われ、他の競技者がボールに触れるかまたはアウトオブプレーになるまで、その腕を上げ続ける。

ボールがゴールに入る

キックされたのち、ゴールに入る前に他の競技者がボールに触れた場合のみ得点となる。

- 間接フリーキックが行われ、ボールが相手ゴールに直接入った場合、ゴールキックが与えられる。
- 間接フリーキックが行われ、ボールが自分のゴールに直接入った場合、相手チームにコーナーキックが与えられる。

進め方

直接フリーキック、間接フリーキック、いずれの場合もキックが行われるときボールは静止していなければならない。キッカーは、他の競技者がボールに触れるまでボールに再び触れてはならない。

フリーキックの位置

ペナルティーエリア内のフリーキック

守備側チームの直接フリーキックまたは間接フリーキック

- すべての相手競技者は、9.15m（10ヤード）以上ボールから離れなければならない。
- すべての相手競技者は、ボールがインプレーとなるまでペナルティーエリアの外にいないなければならない。
- ボールは、ペナルティーエリア外に直接けり出されたときインプレーとなる。
- ゴールエリア内で与えられたフリーキックは、そのエリア内の任意の地点から行うことができる。

攻撃側チームの間接フリーキック

- すべての相手競技者は、ボールがインプレーになるまで、自分のゴールポスト間のゴールライン上に立つ場合を除いて、9.15m（10ヤード）以上ボールから離れなければならない。
- ボールは、けられて移動したときインプレーとなる。
- ゴールエリア内で与えられた間接フリーキックは、違反の起きた地点に最も近いゴールラインに平行なゴールエリアのライン上で行われなければならない。

ペナルティーエリア外のフリーキック

- すべての相手競技者は、ボールがインプレーになるまで9.15m（10ヤード）以上ボールから離れなければならない。
- ボールは、けられて移動したときにインプレーとなる。
- フリーキックは、違反の起きた場所、または違反が起きたときにボールのあった位置から行われる（違反の種類による）。

違反と罰則

フリーキックを行うとき、相手競技者が規定の距離よりボールの近くにいる場合、

- キックは、再び行われる。

ペナルティーエリア内で守備側チームがフリーキックを行ったとき、ボールが直接ペナルティーエリアから出なかった場合、

- キックは、再び行われる。

ゴールキーパー以外の競技者によるフリーキック

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前に、キッカーがボールに再び触れた場合（手または腕による場合を除く）、

- 違反の起きた場所から行う間接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条—フリーキックの位置を参照）。

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前に、キッカーが意図的にボールを手または腕で扱った場合、

- 違反の起きた場所から行う直接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条—フリーキックの位置を参照）。

- 違反がキッカーのペナルティーエリアの中で起きた場合は、ペナルティーキックが与えられる。

ゴールキーパーによるフリーキック

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前に、ゴールキーパーがボールに再び触れた場合（手または腕による場合を除く）、

- 違反の起きた場所から行う間接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条—フリーキックの位置を参照）。

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前に、ゴールキーパーが意図的にボールを手または腕で扱った場合、

- 違反がゴールキーパーのペナルティーエリアの外で起きた場合は、違反の起きた場所から行う直接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条—フリーキックの位置を参照）。
- 違反がゴールキーパーのペナルティーエリアの中で起きた場合は、違反の起きた場所から行う間接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条—フリーキックの位置を参照）。

直接フリーキックを与える10項目の反則のひとつを、自分のペナルティーエリアの中でボールがインプレー中に犯したとき、相手チームにペナルティーキックが与えられる。

ペナルティーキックから直接得点することができる。

前、後半の終了時および延長戦の前、後半の終了時に行うペナルティーキックのために、時間は延長される。

ボールと競技者の位置

ボールは、

- ペナルティーマーク上に置かなければならない。

ペナルティーキックを行う競技者は、

- 特定されなければならない。

守備側のゴールキーパーは、

- ボールがけられるまで、キッカーに面して、両ゴールポストの間のゴールライン上にいなければならない。

キッカー以外の競技者は、次のように位置しなければならない。

- フィールドの中
- ペナルティーエリアの外
- ペナルティーマークの後方
- ペナルティーマークから少なくとも9.15m（10ヤード）以上離れる

進め方

- 主審は、競技者が競技規則どおりの位置についたことを確認した上で、ペナルティーキックを行うための合図をする。
- ペナルティーキックを行う競技者は、ボールを前方にけらなければならない。
- 他の競技者がボールに触れるまで、キッカーは再びボールをプレーしてはならない。
- ボールは、けられて前方に移動したときインプレーとなる。

ペナルティーキックを通常の時間内に行う、あるいは前、後半の時間を延長して行うまたは再び行うとき、ボールが両ゴールポスト間とクロスバーの下を通過する前に、次のことがあっても得点は認められる。

- ボールがゴールポスト、クロスバー、ゴールキーパーのいずれかまたはそれらに触れる。

主審は、ペナルティーキックがいつ完了したか決定する。

違反と罰則

主審がペナルティーキックを行う合図をして、ボールがインプレーになる前に、次の状況のひとつが起きた場合、

ペナルティーキックを行う競技者が競技規則に違反する。

- 主審は、そのままキックを行わせる。
- ボールがゴールに入った場合、キックが再び行われる。
- ボールがゴールに入らなかった場合、主審はプレーを停止し、試合は、違反の起きた場所から行われる守備側チームの間接フリーキックで再開される。

ゴールキーパーが競技規則に違反する。

- 主審は、そのままキックを行わせる。
- ボールがゴールに入った場合、得点が認められる。
- ボールがゴールに入らなかった場合、キックが再び行われる。

キックを行う競技者の味方競技者が競技規則に違反する。

- 主審は、そのままキックを行わせる。
- ボールがゴールに入った場合、キックが再び行われる。
- ボールがゴールに入らなかった場合、主審はプレーを停止し、試合は、違反の起きた場所から行われる守備側チームの間接フリーキックで再開される。

ゴールキーパーの味方競技者が競技規則に違反する。

- 主審は、そのままキックを行わせる。
- ボールがゴールに入った場合、得点が認められる。
- ボールがゴールに入らなかった場合、キックが再び行われる。

守備側、攻撃側両チームの競技者が競技規則に違反する。

- キックが、再び行われる。

ペナルティーキックが行われたのちに、

他の競技者がボールに触れる前に、キッカーがボールに再び触れる（手または腕による場合を除く）。

- 違反の起きた場所から行う間接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条—フリーキックの位置を参照）。

他の競技者がボールに触れる前に、キッカーが意図的にボールを手または腕で扱う。

- 違反の起きた場所から行う直接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条—フリーキックの位置を参照）。

ボールが前方に進行中、外的要因がボールに触れる。

- キックが、再び行われる。

ボールがゴールキーパー、クロスバー、ゴールポストからフィールド内にはね返ったのち、外的要因がボールに触れる。

- 主審は、プレーを停止する。
- プレーは、外的要因がボールに触れた場所で、ドロップボールにより再開される。ただし、ゴールエリア内でプレーが停止された場合、ドロップボールは、プレーを停止したときにボールがあった地点に最も近いゴールラインに平行なゴールエリアのライン上で行う。

スローインは、プレーを再開する方法のひとつである。

スローインは、グラウンド上または空中にかかわらず、ボールの全体がタッチラインを越えたとき、最後にボールに触れた競技者の相手側に与えられる。

スローインから直接得点することはできない。

進め方

ボールを投げ入れるとき、スローワーは、

- フィールドに面する。
- 両足ともその一部をタッチライン上またはタッチラインの外のグラウンドにつける。
- 両手でボールを持つ。
- 頭の後方から頭上を通してボールを投げる。
- ボールがフィールドから出た地点から投げる。

すべての相手競技者は、スローインが行われる地点から 2 m（2 ヤード）以上離れなければならない。

ボールは、フィールドに入ったときにインプレーとなる。

ボールを投げたのち、スローワーは他の競技者が触れるまで再びボールに触れてはならない。

違反と罰則

ゴールキーパー以外の競技者によるスローイン

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前にスローワーがボールに再び触れた場合（手または腕による場合を除く）、

- 違反の起きた場所から行う間接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条—フリーキックの位置を参照）。

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前にスローワーが意図的にボールを手または腕で扱った場合、

- 違反の起きた場所から行う直接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条—フリーキックの位置を参照）。
- 違反がスローワーのペナルティーエリアの中で起きた場合は、ペナルティーキックが与えられる。

ゴールキーパーによるスローイン

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前にゴールキーパーがボールに再び触れた場合（手または腕による場合を除く）、

- 違反の起きた場所から行う間接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条—フリーキックの位置を参照）。

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前にゴールキーパーが意図的にボールを手または腕で扱った場合、

- 違反がゴールキーパーのペナルティーエリアの外で起きた場合は、違反の起きた場所から行う直接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条—フリーキックの位置を参照）。
- 違反がゴールキーパーのペナルティーエリアの中で起きた場合は、違反の起きた場所から行う間接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条—フリーキックの位置を参照）。

相手競技者がスローワーを不正に惑わせたり妨げたりした場合、

- その競技者は、反スポーツ的行為で警告される。

本条に関するその他の違反に対して、

- 相手チームの競技者がスローインを行う。

ゴールキックは、プレーを再開する方法のひとつである。

ゴールキックは、グラウンド上または空中にかかわらず、最後に攻撃側競技者が触れたボールの全体がゴールラインを越え、第10条による得点とならなかったときに与えられる。

相手チームのゴールに限り、ゴールキックから直接得点することができる。

進め方

- ボールは、ゴールエリア内の任意の地点から守備側チームの競技者によってけられる。
- 相手競技者は、ボールがインプレーになるまで、ペナルティーエリアの外にいる。
- 他の競技者がボールに触れるまで、キッカーはボールを再びプレーしてはならない。
- ボールは、ペナルティーエリア外に直接けり出されたときにインプレーとなる。

違反と罰則

ゴールキックからボールが直接ペナルティーエリア外にけり出されなかった場合、

- キックが再び行われる。

ゴールキーパー以外の競技者によるゴールキック

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前にキッカーがボールに再び触れた場合（手または腕による場合を除く）、

- 違反の起きた場所から行う間接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条—フリーキックの位置を参照）。

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前にキッカーが意図的にボールを手または腕で扱った場合、

- 違反の起きた場所から行う直接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条—フリーキックの位置を参照）。
- 違反がキッカーのペナルティーエリアの中で起きた場合は、ペナルティーキックが与えられる。

ゴールキーパーによるゴールキック

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前にゴールキーパーがボールに再び触れた場合（手または腕による場合を除く）、

- 違反の起きた場所から行う間接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条—フリーキックの位置を参照）。

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前にゴールキーパーが意図的にボールを手または腕で扱った場合、

- 違反がゴールキーパーのペナルティーエリアの外で起きた場合は、違反の起きた場所から行う直接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条—フリーキックの位置を参照）。
- 違反がゴールキーパーのペナルティーエリアの中で起きた場合は、違反の起きた場所から行う間接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条—フリーキックの位置を参照）。

本条に関して、その他の違反があった場合、

- キックは、再び行われる。

コーナーキックは、プレーを再開する方法のひとつである。

コーナーキックは、グラウンド上または空中にかかわらず、最後に守備側競技者が触れたボールの全体がゴールラインを越え、第10条による得点とならなかったときに与えられる。

相手チームのゴールに限り、コーナーキックから直接得点することができる。

進め方

- ボールは、ゴールラインを越えた地点に最も近い方のコーナーアークの中に置かなければならない。
- コーナーフラッグポストを動かしてはならない。
- 相手競技者は、ボールがインプレーになるまで、コーナーアークから9.15m（10ヤード）以上離れなければならない。
- 攻撃側チームの競技者がボールをけらなければならない。
- ボールは、けられて移動したときにインプレーとなる。
- 他の競技者がボールに触れるまで、キッカーは再びボールをプレーしてはならない。

違反と罰則

ゴールキーパー以外の競技者によるコーナーキック

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前にキッカーがボールに再び触れた場合（手または腕による場合を除く）、

- 違反の起きた場所から行う間接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条—フリーキックの位置を参照）。

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前にキッカーが意図的にボールを手または腕で扱った場合、

- 違反の起きた場所から行う直接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条—フリーキックの位置を参照）。
- 違反がキッカーのペナルティーエリアの中で起きた場合は、ペナルティーキックが与えられる。

ゴールキーパーによるコーナーキック

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前にゴールキーパーがボールに再び触れた場合（手または腕による場合を除く）、

- 違反の起きた場所から行う間接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条—フリーキックの位置を参照）。

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前にゴールキーパーが意図的にボールを手または腕で扱った場合、

- 違反がゴールキーパーのペナルティーエリアの外で起きた場合は、違反の起きた場所から行う直接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条—フリーキックの位置を参照）。
- 違反がゴールキーパーのペナルティーエリアの中で起きた場合は、違反の起きた場所から行う間接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条—フリーキックの位置を参照）。

本条に関して、その他の違反があった場合、

- キックは、再び行われる。

アウェーゴール、延長戦およびペナルティーマークからのキックは、試合が引き分けに終わったのち、勝者となるチームを決めることが競技会規定によって要求されているときに勝者を決定する三つの方法である。

アウェーゴール

競技会規定には、ホームアンドアウェー方式で競技する場合で第2戦後に合計ゴール数が同じであるとき、アウェーのグラウンドで得点したゴール数を2倍に計算する規定を設けることができる。

延長戦

競技会規定には、それぞれ15分間を超えない範囲で前、後半同じ時間の延長戦を設けることができる。これには、第8条の条件が適用される。

ペナルティーマークからのキック

進め方

- 主審は、キックを行うゴールを選ぶ。
- 主審はコインをトスし、トスに勝った主将のチームが先にけるか後にけるかを決める。
- 主審は、行われたキックの記録をつける。
- 次の条件に従って、両チームが5本ずつのキックを行う。
- キックは、両チーム交互に行われる。
- 両チームが5本のキックを行う以前に他方が5本のキックを行ってもあげることができない得点を一方のチームがあげた場合、以後のキックは行われない。
- 5本ずつのキックを行ったのち、両チームの得点が同じ場合、または両チームとも無得点の場合は、同数のキックで一方のチームが他方より多く得点するまで、交互の順序を変えることなく、キックは続けられる。
- ペナルティーマークからのキックの進行中にゴールキーパーが負傷してゴールキーパーとしてのプレーが続けられなくなったとき、そのチームが競技会規定に定められた最大数の交代を完了していない場合であれば、氏名を届けられている交代要員と交代することができる。
- 上記の例外を除いて、延長戦のある場合はそれを含めて、試合終了時にフィールドにいた競技者のみにペナルティーマークからのキックを行う資格が与えられる。

56 試合またはホームアンドアウェーの対戦の勝者を決定する方法

- それぞれのキックは異なる競技者によって行われ、資格あるすべての競技者がキックを行わなければならない、その後はいずれの競技者でも2本目のキックを行うことができる。
- 資格のある競技者は、ペナルティーマークからのキックの進行中にいつでもゴールキーパーと入れ替わることができる。
- ペナルティーマークからのキックの進行中、資格のある競技者と審判員のみがフィールドの中にいることができる。
- キッカーと両ゴールキーパー以外、すべての競技者は、センターサークルの中になければならない。
- キッカー側のゴールキーパーは、フィールドの中で、キックの行われているペナルティーエリアの外で、ゴールラインとペナルティーエリアの境界線との交点のゴールライン上にいなければならない。
- 他に規定されていない限り、競技規則または国際サッカー評議会の決定の関係諸条項がペナルティーマークからのキックが行われるときにも適用される。

ペナルティーマークからのキック



- 試合が終了し、ペナルティーマークからのキックを行う前に、一方のチームの競技者数が相手チームより多い場合、競技者のより多いチームは相手競技者数と等しくなるように競技者数を減らさなければならない。チームの主将は、除外するそれぞれの競技者の氏名と選手番号を主審に通知しなければならない。従って除外された競技者は、ペナルティーマークからのキックに参加することができない。
- ペナルティーマークからのキックを開始する前に、主審はセンターサークル内に両チームの同数の競技者がとどまっていることを確かめなければならない、これらの競技者がキックを行うことになる。

テクニカルエリアはスタジアムでの試合において用いられるもので、以下に示されるよう、エリア内にはチーム役員と交代要員の座席部分が設置される。

テクニカルエリアの大きさや位置はスタジアムによって異なるが、以下の点を一般的な指針としてここに示す。

- テクニカルエリアは、特定された座席部分から両横に1 m（1 ヤード）、前方にタッチラインから1 m（1 ヤード）の範囲である。
- テクニカルエリアを明確にするためにマーキングをすることが勧められる。
- テクニカルエリアに入ることのできる人数は、競技会規定によって規定される。
- テクニカルエリアに入ることのできる者の氏名は、競技会規定に従って試合開始前に特定される。
- その都度ただ1人の役員のみが戦術的指示を伝えることができる。
- トレーナーやドクターが競技者の負傷の程度を判断するため主審からフィールドに入る承認を得た場合などの特別な状況を除いて、監督およびその他のチーム役員は、エリア内にとどまっていなければならない。
- 監督およびその他テクニカルエリアに入る者は、責任ある態度で行動しなければならない。

- 第4の審判員は、競技会規定に基づいて任命することができ、リザーブ副審が任命されていない限り、3名の審判員のいずれかがその職務を続行することができなくなった場合にその職務を行う。第4の審判員は、つねに主審を援助する。
- 競技会の主催者は、競技会開始に先立って、主審がその職務を続行することができなかった場合に、第4の審判員が主審として務めるのか、第1副審が主審となって第4の審判員が副審を務めるのかを明確にしておく。
- 第4の審判員は、主審によって要請された試合前、中、後の管理上の任務を援助する。
- 第4の審判員は、試合中の交代手続きを援助する責任を持つ。
- 第4の審判員は、交代要員の用具をフィールドに入場する前に点検する権限を持つ。用具が競技規則に適合していない場合、主審に伝える。
- 第4の審判員は、必要に応じ、ボールの交換を管理する。試合中にボールを交換しなければならなくなった場合、主審の指示によって別のボールを供給することによって時間の遅延を最小にする。
- 第4の審判員は、競技規則に従って、主審が試合をコントロールするのを援助する。しかしながら、主審は、プレーに関するすべての事柄を決定する権限を持つ。
- 試合が終了したのち、第4の審判員は、主審や副審が見えなかった不正行為やその他の出来事について、関係機関に報告書を提出しなければならない。第4の審判員は、作成した報告書について主審と副審に知らせなければならない。
- 第4の審判員はテクニカルエリアに入っている者が責任ある行動を取らなかった場合、主審に伝える権限を持つ。
- 競技会規定に基づき、リザーブ副審も任命することができる。その任務は、唯一職務を続行することができなくなった副審に、または必要に応じ第4の審判員に代わることである。

追加副審は競技会規定に基づいて任命される。追加副審は、その競技会を担当できるカテゴリー以上の審判員でなければならない。

競技会規定は、主審がその職務を続行することが不可能になった場合、次の手順のいずれかを規定しなければならない。

1. 第4の審判員が主審の職務を行う、または
2. 上級の追加副審が主審の職務を行い、第4の審判員が追加副審を務める。

任務

決定は主審が行うが、追加副審として任命されたものは、次のときに合図する。

- ボールの全体が、ゴールラインを越えてフィールドの外に出たとき
- どちらのチームがコーナーキックやゴールキックを行うのか
- 主審に見えなかった不正行為やその他の出来事が起きたとき
- 反則が起き、主審より追加副審がよりはっきり見えるときはいつでも。特にペナルティーエリア内で起こった反則について
- ペナルティーキックのとき、ボールがけられる前にゴールキーパーがゴールラインを離れたかどうか、またボールがゴールラインを越えたかどうか

援助

さらに追加副審は、競技規則に従って試合をコントロールする主審を援助するが、最終決定はつねに主審が行う。

不法な干渉、または不当な行為を行ったとき、主審はその追加副審を解任し、関係機関に報告する。

乱暴な行為

競技者がボールに挑んでいないとき、相手競技者に対して過剰な力や粗暴な行為を加えた場合、乱暴な行為を犯したことになる。

また、味方競技者、観客、審判員あるいはその他の者に対して過剰な力や粗暴な行為を加えた場合、乱暴な行為を犯したことになる。

乱暴な行為は、ボールがインプレーであるといないにもかかわらず、フィールド内またはフィールドの境界線の外側のいずれでも起こり得る。

明らかに決定的な得点の機会が続く場合を除き、乱暴な行為が犯されている状況ではアドバンテージを適用すべきでない。アドバンテージを適用した場合、主審は次にボールがアウトオブプレーになったとき、乱暴な行為を犯した競技者に退場を命じなければならない。

審判員は、しばしば乱暴な行為が集団的な騒動を引き起こすことに留意し、積極的に介入して、それが引き起こされないようにしなければならない。

乱暴な行為を行った競技者、交代要員、交代して退いた競技者には、退場が命じられなければならない。

プレーの再開

- ボールがアウトオブプレーの場合、プレーはその前の判定に基づき再開される。
- ボールがインプレーで、フィールドの外で反則が起きた場合、
 - 競技者が既にフィールドの外にいて反則を犯した場合は、プレーが停止されたときにボールがあった位置でドロップボールによりプレーは再開される。ただし、ゴールエリア内でプレーが停止された場合は、ドロップボールは、プレーを停止したときにボールのあった地点に最も近いゴールラインに平行なゴールエリアのライン上で行う。
 - 競技者が反則を犯すためにフィールドから出た場合は、プレーが停止されたときにボールがあった位置からの間接フリーキックでプレーは再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。
- ボールがインプレーで、競技者がフィールド内で反則を犯した場合、
 - 相手競技者に対しての反則の場合は、反則が起きた場所からの直接フリーキックまたは（反則を行った競技者自身のペナルティーエリア内であれば）ペナルティーキックでプレーは再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。
 - 味方競技者に対しての反則の場合は、反則が起きた場所からの間接フリーキックで、プレーは再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。
 - 交代要員または交代して退いた競技者に対しての反則の場合は、プレーを停止したときにボールがあった位置からの間接フリーキックでプレーは再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。
 - 主審または副審に対しての反則の場合は、反則が起きた場所からの間接フリーキックで、プレーは再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。
 - その他の者に対しての反則の場合は、プレーを停止したときにボールがあった位置で、ドロップボールにより、プレーは再開される。ただし、ゴールエリア内でプレーが停止された場合は、ドロップボールは、プレーを停止したときにボールのあった地点に最も近いゴールラインに平行なゴールエリアのライン上で行う。

物（またはボール）を投げる反則

ボールがインプレー中、競技者、交代要員、交代して退いた競技者が物を相手競技者やその他の者に対して無謀に投げつけた場合、主審はプレーを停止し、その競技者、交代要員、交代して退いた競技者を警告しなければならない。

ボールがインプレー中、競技者、交代要員、交代して退いた競技者が物を相手競技者やその他の者に過剰な力をもって投げた場合、主審はプレーを停止し、乱暴な行為でその競技者、交代要員、交代して退いた競技者に退場を命じなければならない。

プレーの再開

- 自分のペナルティーエリア内に立っている競技者がペナルティーエリア外に立っている相手競技者に物を投げた場合、主審はプレーを停止し、物が当たった、または当たったであろう場所から行われる相手チームの直接フリーキックでプレーを再開する。
- 自分のペナルティーエリア外に立っている競技者がペナルティーエリア内に立っている相手競技者に物を投げた場合、主審はペナルティーキックでプレーを再開する。
- フィールド内に立っている競技者がフィールド外に立っている者（誰であっても）に物を投げた場合、主審はプレーを停止したときにボールがあった位置から行われる間接フリーキックでプレーを再開する（第13条—フリーキックの位置を参照）。
- フィールド外に立っている競技者がフィールド内に立っている相手競技者に物を投げた場合、主審は物が当たった、または当たったであろう場所から行われる相手チームの直接フリーキックまたは（反則を行った競技者自身のペナルティーエリア内であれば）ペナルティーキックでプレーを再開する。
- フィールド外に立っている交代要員または交代して退いた競技者がフィールド内に立っている相手競技者に物を投げた場合、主審はプレーを停止したときにボールがあった位置から行われる相手チームの間接フリーキックでプレーを再開する（第13条—フリーキックの位置を参照）。

得点、または決定的な得点の機会の阻止

相手競技者の決定的な得点の機会の阻止で退場となる反則は2種類あるが、ペナルティエリア内で発生するものだけが対象となっているのではない。

決定的な得点の機会があり、相手競技者がボールを手または腕で扱い、また相手競技者にファウルをしたにもかかわらず、主審がアドバンテージを適用し、その後、直接得点となった場合、その競技者は退場を命じられないが、警告されることがある。

主審と副審は、得点または決定的な得点の機会の阻止で競技者に退場を命じるとき、次の状況を考慮に入れなければならない。

- 反則とゴールとの距離
- ボールをキープできる、またはコントロールできる可能性
- プレーの方向
- 守備側競技者の位置と数
- 相手競技者の決定的な得点の機会の阻止する反則が直接フリーキックまたは間接フリーキックとなるものであること

進め方

ボールは、けられて移動したときにインプレーとなる。

フリーキックは、片足で、または両足で同時に持ち上げる方法でも行うことができる。

相手競技者を混乱させるためにフェイントを用いてフリーキックを行うことはサッカーの一部であり、認められる。しかしながら、フェイントが反スポーツ的行為となる行動であると主審が判断した場合は、それを行った競技者は警告されなければならない。

競技者がフリーキックを正しく行い、不用意でも、無謀でも、また過剰な力を用いることなく、意図的にボールを相手に当てて、はね返ったボールを再び自分のものとした場合、主審はプレーを続けさせなければならない。

片手を上げてフリーキックが間接であることを示すことを主審が怠ったが、ボールがけられて直接ゴールに入った場合、間接フリーキックは再び行われなければならない。最初の間接フリーキックが主審の誤りによって無効になるものではない。

距離

競技者がフリーキックを素早く行って、ボールから9.15m（10ヤード）離れていない相手競技者がキックを妨害することなく、ボールをインターセプトした場合、主審はプレーを続けさせなければならない。

競技者がフリーキックを素早く行おうとしたところ、ボールの近くにいた相手競技者が意図的にキックを妨害した場合、主審はプレーの再開を遅らせたことでその相手競技者を警告しなければならない。

守備側チームがそのチームのペナルティーエリア内でフリーキックを行うとき、守備側競技者が素早くキックを行おうとしたが、ペナルティーエリアから出る時間的余裕がなく1名以上の相手競技者がそのペナルティーエリアに残っていた場合、主審はプレーを続けさせなければならない。

進め方

相手競技者を混乱させるために、ペナルティーキックの助走中にフェイントすることはサッカーの一部であり、認められる。しかしながら、競技者が一旦助走を完了した後にボールをけるフェイントについては、第14条に違反するとみなされ、それを行った競技者は反スポーツ的行為により警告されなければならない。

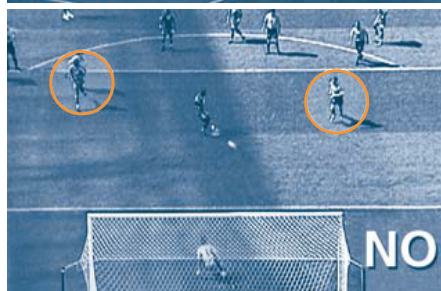
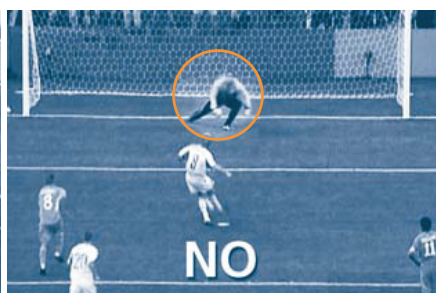
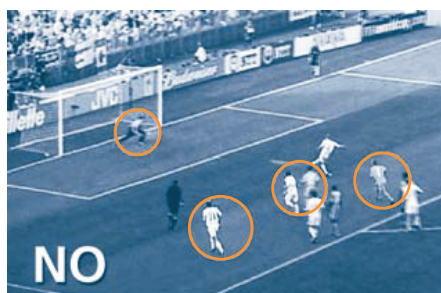
ペナルティーキックの準備

主審は、ペナルティーキックが行われる前に次の要件について確認しなければならない。

- キッカーが特定されている。
- ボールが正しくペナルティーマーク上に置かれている。
- ゴールキーパーがゴールポスト間のゴールライン上にいて、キッカーに面している。
- キッカーとゴールキーパー以外の競技者は、
 - ペナルティーエリアの外で、
 - ペナルティーアークの外で、
 - ボールより後方にいる

笛が鳴ったのち、ボールがインプレーになるまでの違反

侵入の違反	キックの結果	
	ゴール	ノーゴール
攻撃側競技者	ペナルティーキックを再び行う	間接フリーキック
守備側競技者	ゴール	ペナルティーキックを再び行う
両チーム	ペナルティーキックを再び行う	ペナルティーキックを再び行う



進め方 ― 違反

審判員は、スローインが行われるとき、相手競技者はスローインを行う地点から2 m以内に近寄れないことに留意する。必要であれば、主審はスローインの前に、この距離内にいる競技者を注意し、その後も正しい距離まで下がらない場合は警告しなければならない。プレーは、スローインで再開される。

競技者がスローインを正しく行い、不用意でも、無謀でも、また過剰な力を用いることもなく、意図的にボールを相手競技者に向けて投げて、はね返ったボールを自分のものとした場合、主審はプレーを続けさせなければならない。

スローインからボールが直接相手競技者のゴールに入った場合、主審はゴールキックを与えなければならない。スローインからボールが直接スローインを行った競技者のゴールに入った場合、主審はコーナーキックを与えなければならない。

ボールがフィールドに入る前にグラウンドに触れた場合、スローインが正しい進め方で行われたのであれば、再び同じ地点から同じチームにより行われる。スローインが正しい進め方で行われなかった場合、相手チームがスローインを再び行う。

進め方 ― 違反

ボールがペナルティーエリアから出て、他の競技者が触れる前に、ゴールキックを正しく行った競技者が意図的にボールを再びプレーした場合、その競技者がボールに再び触れた場所からの間接フリーキックが相手チームに与えられる（第13条―フリーキックの位置を参照）。しかしながら、ボールを手または腕で触れた場合、直接フリーキックで罰せられ、必要であれば懲戒の罰則が与えられなければならない。

ボールがインプレーになる前に相手競技者がペナルティーエリアに入って守備側競技者によりファウルされた場合、ゴールキックが再び行われ、その守備側競技者は、その反則の質により警告または退場が命じられることがある。

進め方 ー 違反

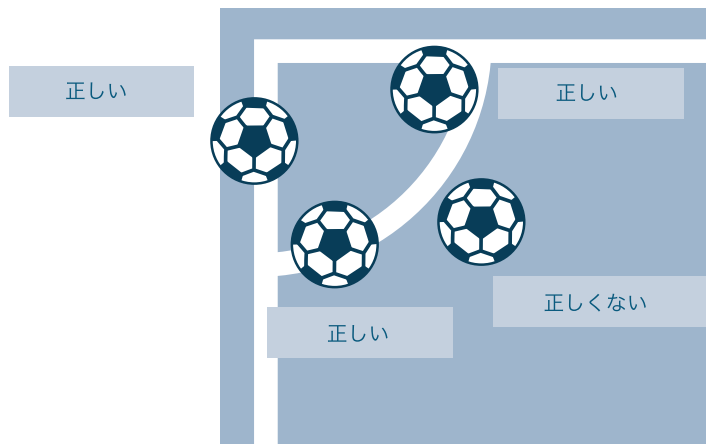
主審と副審は、ボールがインプレーになるまで相手競技者はコーナーアークから9.15m (10ヤード) 以上離れていなければならないことに留意する（フィールド外につけた任意のマークがこの距離を測るのに役立つ）。必要であれば、主審はコーナーキックの前にこの距離内にいる競技者を注意し、その後も正しい距離まで下がらない場合は警告しなければならない。

他の競技者がボールに触れる前にキッカーがボールを再び触れた場合、再び触れた場所で相手チームに間接フリーキックが与えられる（第13条―フリーキックの位置を参照）。

競技者がコーナーキックを正しく行い、また不用意でも、無謀でも、また過剰な力を用いることなく、意図的にボールを相手競技者に当ててはね返ったボールを自分のものとした場合、主審はプレーを続けさせなければならない。

ボールはコーナーク内に置かれなければならない、キックされたときにインプレーとなるので、インプレーになるためにコーナークから出る必要はない。

図は、ボールの正しい位置と、正しくない位置を示している。



ペナルティーマークからのキック

進め方

- ペナルティーマークからのキックは、試合の一部ではない。
- ペナルティーマークからのキックのために使用しているペナルティーエリアは、ゴールまたはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り変えることができる。
- キックを行う資格のあるすべての競技者がペナルティーマークからのキックを終えたのち、次のキックのラウンドは最初のものと同じ順番で行わなければならないということはない。
- それぞれのチームは試合終了時にフィールド上にいた競技者からキッカーを選出するとともにキックを行う順番を決めなければならない。
- ペナルティーマークからのキックを行っているときにゴールキーパー以外の競技者が負傷しても交代することはできない。
- ペナルティーマークからのキックを行っているときにゴールキーパーが退場を命じられた場合、試合終了時にいた競技者がこれに代わらなければならない。
- ペナルティーマークからのキックを行っているとき、競技者、交代要員または交代して退いた競技者は警告、または退場を命じられることがある。
- 主審は、ペナルティーマークからのキックを行っているときに一方のチームの競技者が7人未満になった場合でも、試合を中止してはならない。
- ペナルティーマークからのキックを行っているときに競技者が負傷し、または退場を命じられて一方のチームが1人少なくなった場合でも、主審はもう一方のチームのキックを行う競技者数を減らさない。両チームの競技者数を同じとすることが求められているのはペナルティーマークからのキックを始めるときだけである。

日本語版付録

JFAサッカー行動規範

(公財)日本サッカー協会はここに「JFAサッカー行動規範」を定める。

この規範はサッカー協会に所属している競技者、指導者、審判員、役員などが守るべきものであるが、メディア関係者、ファン、サポーターなど、サッカーを愛しているすべての人がこれを理解し、尊重してくれることも強く願っている。

私たちは、サッカーを通じて人として成長し、友情を広げることが望んでいる。本規範にのっとった行動を通じて、愛するサッカーの価値を高め、そのサッカーに関わる自分自身の人生を豊かなものとし、他のスポーツに取り組む仲間たちと力を合わせて、平和で健全な社会を築いて行きたい。そしてそのようにサッカーに取り組むことを、私たちは心から誇りに思う。

- 〔最善の努力〕 どんな状況でも、勝利のため、またひとつのゴールのために、最後まで全力を尽くしてプレーする。
- 〔フェアプレー〕 フェアプレーの精神を理解し、あらゆる面でフェアな行動を心がける。
- 〔ルールの遵守〕 ルールを守り、ルールの精神に従って行動する。
- 〔相手の尊重〕 対戦チームのプレーヤーや、レフェリーなどにも、友情と尊敬をもって接する。
- 〔勝敗の受容〕 勝利のときに慎みを忘れず、また敗戦も、誇りある態度で受け入れる。
- 〔仲間の拡大〕 サッカーの仲間を増やすことに努める。
- 〔環境の改善〕 サッカーの環境をより良いものとするために努力する。
- 〔責任ある行動〕 社会の一員として、責任ある態度と行動をとる。
- 〔健全な経済感覚〕 あらゆる面で健全な経済感覚のもとに行動する。
- 〔社会悪との戦い〕 薬物の乱用・差別などスポーツの健全な発展を脅かす社会悪に対し、断固として戦う。
- 〔感謝と喜び〕 常に感謝と喜びの気持ちをもってサッカーに関わる。

日本語版付録

ページ

JFAサッカー行動規範	142
審判員の目標と重点項目	144
主審と副審のシグナル	149
対角線式審判法	156
(通達) 2015/2016年競技規則の改正について	158
(通達) 競技者の用具（装身具）の着用について	162
(通達) 試合中における審判員の飲水について	164
(通達) 暑熱下でのユース以下の試合での飲水について	165
(通達) テクニカルエリアの使用および負傷者発生時の対応について	167
アディショナルタイムの表示の仕方	170
試合イベント時間表記統一について	171
サッカー活動中の落雷事故の防止対策についての指針	172
(公財) 日本サッカー協会 基本規程 審判	179
(公財) 日本サッカー協会 審判及び審判指導者に関する規則	180
(公財) 日本サッカー協会 ユニフォーム規程	191
審判報告書の記入上の注意	202
審判報告書	206
審判アセスメント報告書	208

※ これまでの通達に関して随時新しい競技規則ならびに通達を摘要する。

2009年6月

公益財団法人日本サッカー協会審判委員会

近年、サッカーは大きく進化している。競技規則の精神は不変であるが、これに応じ新たに様々なことが審判員に求められている。従来の「審判員の目標と重点項目」は、主として1級・女子1級審判員を対象に審判員に求める普遍的な項目に時々の課題を加えるものであった。今回、1級・女子1級審判員だけではなく審判を始めた4級審判員からプロフェッショナルリーグ（以下プロリーグ）を担当する審判員まで、現在の審判員にそれぞれの段階に応じた目標と具体的な重点項目を示した。

これにより各審判員は、「どんなことを、どこまでに求めるのか」など自己評価や自己目標の設定ができるであろうし、審判指導者は審判員の力量、目標に応じた適切な指導が可能となる。

目標：サッカーの魅力を最大限に引き出すよう、試合環境を整備し、円滑な運営をする

この目標を達成するために、審判員はそれぞれの級（カテゴリー）において様々な努力をすることになる。しかし、各級の努力や到達点はそれぞれで完結するものではなく、4級審判員からプロリーグを担当するようなトップレフェリーまで連続性をもって積み上げられているものである。

具体的に各級の目標を示すが、各級や各地域などの実態に応じて、そして、各級における上級者はそれぞれ上のカテゴリーの目標に対して、自らの目標を設定し、より良い審判員になるべく日々の努力を行ってほしい。

● 4級審判員

競技規則を理解し正しく施行することによって、試合を円滑に進めることを追求する

認定講習を受講し初めて審判をしようとする審判員、審判としての活動を始めて間もない審判員、あるいは比較的易しいレベルの試合を担当する審判員である。試合を進める上で、これだけは知っておかなくてはならないという競技規則の知識や審判の方法などについて、講習で学んだことを実際に自分に割り当てられた試合で実践し、経験を積んでいく。

● 3級審判員

適切な動きやポジショニング（対角線式審判法）によって、事実を見極め、的確な判定で、試合を正しく進めることを追求する

都道府県協会が主催する試合で主審を担当することが多い審判員である。サッカーの競技規則の精神を理解し、知識として身に付けるだけでなく、正しい解釈の下、行うべきことと監視すべきことを確実に実行できるようにする。

● 2級審判員

試合の流れを大切にしながら、一貫した的確な判定基準によるゲームコントロールを追求する

地域サッカー協会が主催する試合で最も多く主審と副審を担当し、各都道府県や各地域においてサッカーのレベルを大きく支える立場にいる審判員である。担当する試合は、ユースレベルから地域の大学、社会人と幅が広い。全国大会では、主として副審としての役割を果たし、主審と副審の両方の任務を数多く経験する。中には、次期1級・女子1級審判員候補として将来的に日本のトップ審判員として活躍する可能性を持った審判員が含まれている。

● 1級・女子1級審判員

適切な審判技術とプレーヤーズマネジメントによるゲームコントロールを追求する

全国大会、JFLなど日本協会が主催する試合で主審と副審を担当する審判員である。競技規則を深く理解していることは勿論、試合の状況に応じて的確にかつスピーディーに実践できることが求められる。また、適切なプレーヤーズマネジメントによるスムーズなゲームコントロールができることも必要である。

● プロリーグ担当審判員

チームや選手の特徴を理解して、レフェリーチームとして説得力あるゲームコントロールを追求する

1級・女子1級審判員のうち、プロリーグで主審と副審を担当する審判員である。

メディアへの露出、社会的な影響力など、多くの人々に注目されているので、審判として高い知識、技術、フィジカル能力を有していることは勿論、コミュニケーション能力、マネジメント能力など、自分の持っているすべての能力を用いて観客にスピーディーでエキサイティングな試合を可能とする環境を提供しなくてはいけない。

重点項目

様々な知識や経験、フィジカル、技術、心理、パーソナリティーなどの資質向上、また日本のサッカーの方向性の理解などが審判員に求められている。これらの側面について、次のとおり重点項目を示す。

●知識・経験

審判活動を行うにあたり、競技規則の精神や解釈などの知識、心身のコンディションを高めるための実践的知識、リスペクト（大切に思うこと）や行動規範などの社会的知識を身に付けることが必要である。

4 級審判員：サッカー競技そのもの、競技規則についての基本的な知識、審判の役割の理解と試合での実践、試合の運営方法や笛の吹き方、シグナルなどの実践的知識

3 級審判員：サッカー競技の特徴および競技規則の解釈と適用の知識（ファウルの条件、懲戒罰など）、行うべきことと監視すべきことの実践的知識、審判報告書作成方法

2 級審判員：競技規則の深い解釈と正しい適用の知識、試合の流れや競技者の技量、試合環境にあった実践的知識、サッカーに関わる幅広い知識と経験

1 級・女子 1 級審判員：理論的知識と経験による知識の融合、日本におけるトップのサッカーの方向性の正しい理解、試合の状況に応じた予期、予測、読み

プロリーグ担当審判員：世界におけるサッカーの流れの理解、プロリーグのサッカーの方向性の正しい理解、各チームの戦術や選手の特徴の理解

●技術

審判員にとって最も必要な技術を身につけ、磨き、精度を高め、試合で正しく発揮することによって、大目標であるサッカーの魅力を引き出すことが大切である。

4 級審判員：学んだ基本となるレフェリング技術の積極的な実践、競技規則に沿った運営（競技を止め、処置をし、競技を再開する）、副審の任務と援助の具体的な実践

- 3 級審判員：監視すべきことと行うべきことの実践、主審、副審の基本的なポジショニング、シグナル、カードの出し方、フラッグアップの方法等、ノーファウルとファウル、ファウルと懲戒罰の区別、明らかに利益が得られるケースでのアドバンテージの適用、アイコンタクトやボディランゲージなど主審、副審の意思疎通
- 2 級審判員：審判技術の理解と適切な実践、試合の流れやプレーの展開の予期・予測によるポジショニング、主審に与えられている権限、職権と任務の適切な施行、副審における任務と援助（フラッグテクニックやアイコンタクトなど）の理解と的確な実践
- 1 級・女子 1 級審判員：試合に応じた判定、一貫した基準確立、的確なアドバンテージの適用、懲戒罰の基準確立、正しい判定をするための適切なポジショニング（特にゴール前の争点の見極め）、適切なコミュニケーションによるスムーズなゲームコントロール、主審、副審のそれぞれの任務の遂行とチームワーク
- プロリーグ担当審判員：スタンダードに沿った一貫した判定や懲戒罰の基準確立、的確で積極的なアドバンテージの適用、フェアでスピーディーなサッカーを実現するためのマネージメント、競技者や監督との効果的なコミュニケーション（対立や悪質な行為の予防など）、主審と副審間の円滑なコーポレーション

●フィジカル

サッカーのスピード化に伴い、審判員に求められるフィジカル面の要素は大きく変化している。持続力を基盤に、滑らかにかつスピードアップ、パワーアップを図る必要がある。

- 4 級審判員：基本姿勢、全体的なフィジカルバランスの獲得、基礎的な持久力（スタミナ）の獲得と全身の強化
- 3 級審判員：瞬発力、スピード、反応性の強化、最大筋力と筋持久力の底上げ
- 2 級審判員：スピード、敏捷性、調整力、姿勢、視野能力の獲得、90分間の試合に応じた心肺持久能力の獲得
- 1 級・女子 1 級審判員：基本能力の完成、反応性での素早さの獲得
- プロリーグ担当審判員：あらゆる状況でのスピード（移動、判断、予測）の獲得、高い動体視力、広い視野の確保、信頼感と安心を得られる姿勢とランニングフォームの持続
- * 副審については、短い距離でのスピードと急激なターン、細かな

サイドステップやバックステップを90分間維持することが求められる。

●心理

試合の前、中、後に必要な情報の収集、選択、分析、判断、発信などを心理と捉える。この中には、気づき、予期・予測、危機意識、適応能力、論理的思考、プレッシャー、冷静さ、ボディランゲージ、説得力ある態度などが含まれ、すべてが審判員にとって重要になっている。

4級審判員：試合前、中の天候やグラウンドなどの状況、チームや選手などの情報の収集、試合の流れや雰囲気、審判の役割や任務の気づき、試合の振り返り

3級審判員：主審として得た情報の活用、試合中の事象の自己分析とその適切な対応、試合のポイントの振り返り

2級審判員：多くの場面で予期予測し、気づきながらのスムーズな試合進行、試合のポイントの振り返りと次の試合でのプラン作り

1級・女子1級審判員：観客の声援など様々なプレッシャーに負けない強い精神力、公平で説得力ある態度、試合のターニングポイントの振り返りと次の試合でのプラン作り

プロリーグ担当審判員：競技者、チーム役員、サポーター、メディアなどのプレッシャーにも屈しない毅然とした態度、映像などによる自己分析と課題の解決

●パーソナリティー

サッカーの審判は人間によって行われる。4級審判員からプロリーグ担当審判員まで、日頃培われたパーソナリティーがレフェリングに反映されることになる。試合に対して、常に誠意を持って、中立性、公正さを保ち、最後まで与えられた責任を果たすよう努力することが必要である。

試合には積極的に失敗を恐れず臨み、試合後は謙虚に反省し、外からのアドバイスをポジティブに受け入れ、オープンマインドの態度を心掛ける。また、日頃、競技者を含むサッカーを取り巻く人々、環境をリスペクトし、審判員として自覚と責任を持ち、社会的な常識に基づいて行動しなければならない。

プロリーグ担当審判員については、周囲から注目されていることを意識し、プロフェッショナルとしての言動や態度に努めることが求められる。

この競技規則に示されているシグナルは、加盟協会に登録された審判員が用いるものとして、国際評議会によって承認されたものである。

ここに示されている主審のシグナルは、広く用いられており、十分に理解されているものである。

主審が決定を下す原因となった違反について、主審は説明したり動作で示したりする必要はないが、ときには簡単なジェスチャーや言葉による説明が、意思の疎通や理解を深めることを助け、より信頼を得られることになって、競技者、審判員の双方にとって有益となることがある。意思の疎通を図ることは奨励されるべきことであるが、違反を大げさに真似することは、品位を落としたり、混乱を招くことになるので、行うべきではない。

主審がスローインの行われるべき場所を指示することは、競技者がスローインを正しく行うことに有効である。「プレーオン、アドバンテージ」という声は、主審が反則を見逃したのではなくアドバンテージを適用したのだということを、競技者に確認させることができる。ボールが他の競技者に触れて、タッチラインを割ったというようなときにそれを示すことも、主審と競技者の間の相互理解を深めることに役立つであろう。より理解を深めることはより協調的な関係を導くであろう。

主審の用いるシグナルは、シンプルで、クリアで、簡潔（ショート）でなければならない。これらのシグナルは、競技を有効にコントロールすることと、可能な限り連続した競技を保障することを意図したものである。競技で次に行うべき行動を指示することを意図したものであって、その行動を正当化するためのものではない。

コーナーキック、ゴールキック、反則とその方向を指示するためには、腕で指すことで十分である。間接フリーキックを示すためには、片腕を上げることで明白に理解させることができる。しかし、競技者が直接であるか間接であるかを礼儀正しく質問したときには、決められたシグナルに加えて、主審が言葉でそれに答えることが、その後の理解を深めることに役立つであろう。

主審と副審の任務については、競技規則第5、6条に短く明確に記載されている。

主審の笛、声、手によるシグナル、および副審の旗によるシグナルを適切に使用することが、意思の疎通を明確にし、理解を深めることを助けるであろう。

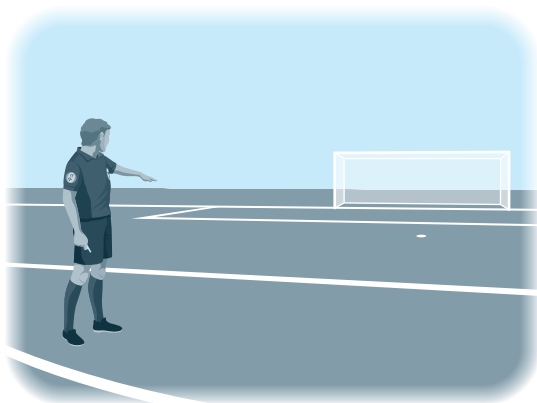


スローイン

ボールがタッチラインを越えた場合には、スローインを行うチームの攻撃方向を示す。

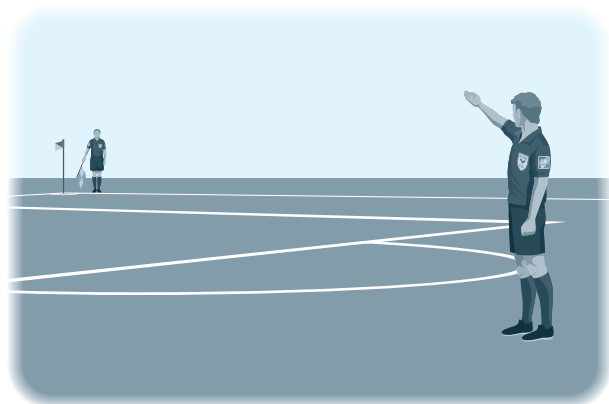
ゴールキック

ゴールエリアの方を指す。



ゴールイン

明らかな得点の場合は笛を吹かずに、センターマークを示す。もし、得点があり、ボールが依然インプレーに見えるとき、副審の旗を確認し、副審とアイコンタクトをとり、笛を吹きセンターマークを示す。

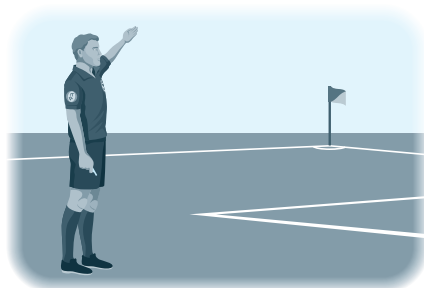
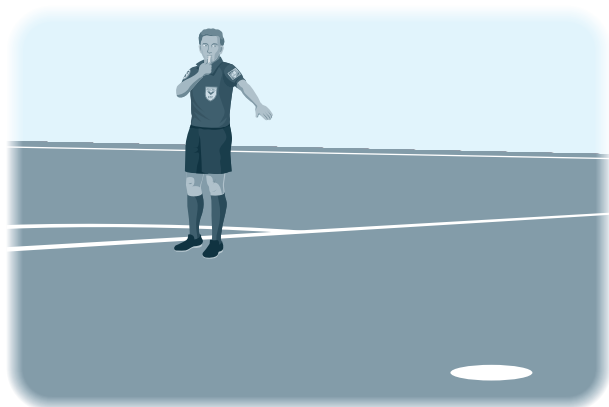


コーナーキック(アシスタントサイドの場合)

副審はいずれのサイドのコーナーキックであっても、コーナーアークを指す。

ペナルティーキック

主審は、はっきりとペナルティーマークを指す。
ペナルティーマークまで走って行く必要はない。



コーナーキック(レフェリーサイドの場合)

キックの行われるコーナーアークの方を指す。
副審側からキックの場合は少し斜め上を指す。

ドクターやトレーナーの入場を許可する合図

負傷者の対応に用いられるシグナル。これらのシグナルはガイドラインに示されているものではないが、競技者が負傷し、ドクターやトレーナー、あるいは担架が必要な場合、これらのシグナルを第4の審判員やチーム役員のみならず、周りの関係者にもわかりやすいように示すことが大切である。



担架の合図



アディショナルタイムの表示



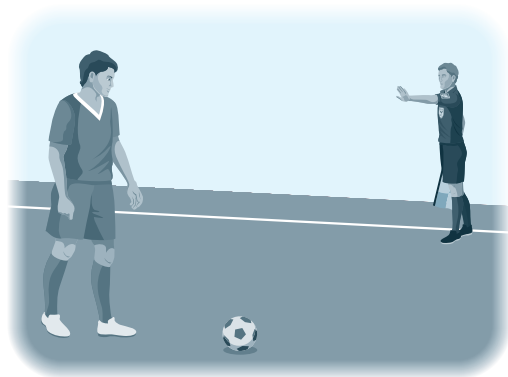
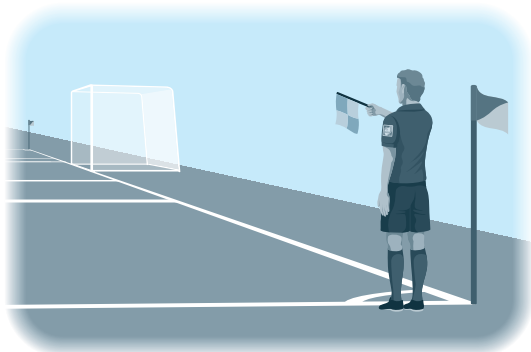


ゴールキック／コーナーキック

ボールがゴールラインを越えたが、依然ボールがインプレーに見えるとき、または副審からゴールキックかコーナーキックか不確かである場合、副審は旗を上げて主審にボールがアウトオブプレーになったことを伝え、主審とアイコンタクトを取り、主審のシグナルに合わせる。

ゴールキック

明らかにボールがゴールラインを越えた場合は、旗を右手に持ってゴールエリアの方を指す。



壁のコントロール

このシグナルもガイドラインに示されていない。副審の近くで攻撃側チームのフリーキックが行われるとき、守備側チームが壁を作る場合がある。

副審はフィールド内に入り、旗を用いることなく、ボールの後方から守備側競技者が9.15m以上離れるよう指示するのが一般的である。



ゴールイン

主審とアイコンタクトをとりつつ、25～30mタッチラインに沿いハーフウェーラインに向かってすばやく走る。

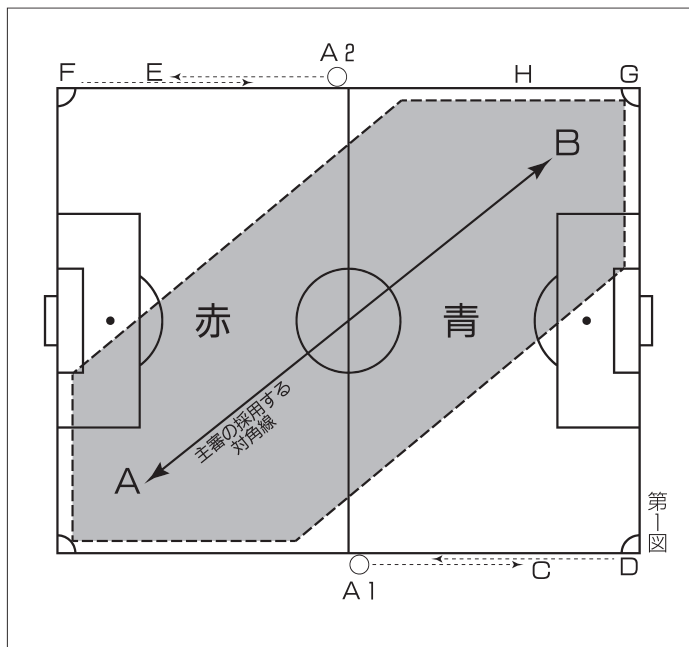
ゴールイン(きわどいゴールの場合)

もし、得点があり、ボールが依然インプレーに見えるとき、副審は先ず旗を上に向けて主審の注意を引く。その後、主審が笛を吹いた後、25～30mタッチラインに沿いハーフウェーラインに向かってすばやく走る。



対角線式審判法の基本理念は、主審と副審でプレーを監視することである。さらに、主審にはゲームの展開等状況に応じて、適切なポジションをとることが求められる。

対角線式審判法の原則



実線A-Bは主審の使用する仮想の対角線である。

主審はA-Bを軸として幅広く動き、副審と異なった角度からプレーを監視する。

副審A1はCやD、副審A2はEやFのように移動して、主審とプレーをはさむようにして監視する。

副審A1は赤チームの、副審A2は青チームの攻撃をそれぞれ受け持ちオフサイドを監視する。赤が青のゴールへ攻撃する時には、副審A1は青チームの守備者の後方から2人目の競技者と同一線上に位置して動く。同様に副審A2は赤チームの守備者の後方から2人目の競技者と同一線上に位置する。従って、副審A1が赤のエリアに副審A2が青のエリアに行くことは原則的にはない。

コーナーキックが行われるときは、どちらからのコーナーキックであっても副審A1はD、副審A2はFのコーナーフラッグポストの後方に位置する。

対角線式審判法の利点

- ① プレーを主審と副審で挟んで、異なる角度から監視することにより、より正しい判定を行うことができる。
- ② フィールドのどの場面でプレーが行われても、3人の審判員の内、誰かが比較的近くで監視することができる。したがって、逆襲などの速い展開においても、3人とも決定的にプレーから離されることは少ない。
- ③ オフサイドの監視が容易である。
- ④ 得点を含め、ボールの全体がフィールドの外に出たときの判定が、比較的近くで、よりの確にできる。
- ⑤ いたずらに動く必要がなく、余力を持ってゲームコントロールを行うことができる。

日サ協 150089 号
2015年 6月11日

関係各位

公益財団法人日本サッカー協会

国際サッカー評議会（以下、IFAB）から2015年 5月付回状第 1号をもって2015/16年の競技規則改正について通達されました。下記のとおり日本語に訳すと共に日本サッカー協会の解説を付しましたので、各協会、連盟などで、加盟クラブ、チーム、審判員等関係者に周知徹底を図られるようお願いいたします。

なお、これらの改正等は、国際的には2015年 6月 1日から有効となりますが、日本サッカー協会、各地域/都道府県サッカー協会等が主催する試合については、例年どおり2015年 7月 1日以降のしかるべき日(遅くとも 8月中)から施行することとします。

2015/2016年競技規則の改正、および、国際サッカー評議会の全面リフォームに関する情報

■2015/2016年競技規則の改正について

第129回国際サッカー評議会（IFAB）の年次総会が2015年 2月28日にベルファストで開催され、下記競技規則の改正が承認された。尚、年次総会の議事録はwww.theifab.comにて掲載される。

第3条 競技者の数

再交代（交代して退いた競技者の再出場）

IFABは、各加盟協会がどのレベルの競技会で実施するかどうか判断することを条件に、再交代の使用を承認した。**（改訂箇所は斜め太字）**。

その他の試合（p.17）

（…）

再交代（交代して退いた競技者の再出場）

再交代は、関係する加盟協会の合意の下、最も底辺のレベル（グラスルーツ/レクリエーション）の試合においてのみ使用することが認められる。

および

交代の進め方（p.18）

（…）・交代して退いた競技者は、再交代が認められる場合を除き、その試合に再び参加することはできない。

理 由

イングランド協会（The FA）、スコットランド協会（SFA）が 2年間にわたって実施した「再交代」の実験は、アマチュアおよびレクリエーションレベルのサッカーにおいて優れた成果を上げた。競技者の参加率が大きく伸びただけでなく、チームがシーズン途中で参加を取りやめることを防ぎ、競技者が負傷後に復帰することにも役立った。

《日本サッカー協会の解説》

1999年の競技規則の改正で「競技規則に関する注解」修正 第5項の『交代の数』が『交代』と改められ、16歳未満の競技者、女子、年長者（35歳以上）、障がいのある競技者（2001年の改正により追加）に限り、自由に交代（日本語訳では「自由な交代」）を行うことができるようになり、現在に至っている。今回の改正で、それが「再交代」という言葉に定義されたとともに、より広いカテゴリーでの適用ができるようになった。アマチュア及びレクリエーションレベルのサッカーで、一度退いた競技者が再び交代して競技に参加できるということ（「再交代」）は、サッカーの普及には意義あることと考える。ただし、「再交代」を適用するかは、大会実施委員会あるいは大会を実施する団体が決定することとする。その際、大会運営要項等で、交代人数や交代の制限の有無など、大会の主旨・目的に沿った選手交代ルールに留意することが大事になる。

※「自由な交代」と「再交代」の定義

- ・これまで、サッカー（8人制サッカーを除く）では、「自由な交代」は、ボールがアウトオブプレー中に行うことができ、また、退いた競技者が再度（複数回も可）出場できることを指していた。他方、8人制サッカーやフットサル、ビーチサッカーでの「自由な交代」は、交代が、ボールがインプレー中、アウトオブプレー中にかかわらず行うことができ、退いた競技者が再度（複数回も可）出場できることを指していた。
- ・「自由な交代」…交代が、ボールがインプレー中、アウトオブプレー中にかかわらず行うことができ、退いた競技者が再度、または複数回出場できることをいう。
- ・「再交代」…ボールがアウトオブプレー中に行うことができ、退いた競技者が再度、または複数回出場できることをいう。

第4条 競技者の用具**電子的パフォーマンス&トラッキングシステム（EPTS）**

EPTSの使用に関しては、原則承認された。ただし、EPTSの予防医学的な有益性が実証されない限り、EPTSのデータをテクニカルエリア内でリアルタイムに用いることはできない。複数のシステムの品質評価や、データの使用方法、ライセンス化のプログラムについては、更なる調査が必要である。

(改訂箇所は斜め太字)

競技者の用具（p.70）

(…)

電子的パフォーマンス&トラッキングシステム（EPTS）が用いられる場合（関係する加盟協会、競技会主催者の合意を前提として）：

- ・システムは、**競技者および審判員に危険を及ぼすものであってはならない。**
- ・機器/システムから発信される情報やデータを、試合中にテクニカルエリア内で受信、または、使用することは認められない。

理由

既に多くのチームや競技者が、パフォーマンスのコントロールや向上のため、EPTSを着用してトレーニングを行っている。それに伴い、上記の2項を条件として試合中にも当該機器の着用ができないかという要望がIFABに寄せられた。

IFABは、EPTSの着用を原則として認めるがEPTSの使用の可否に関する最終決定は、関係する各協会、リーグまたは競技会が行うこととする。

また、現在FIFAとの協力のもと、諸システムにより生成されたデータが信頼できる正確なものであることを立証するため、利用可能なシステムを分類し、品質評価項目を設定するための品質プログラムを策定中である。

〈日本サッカー協会の解説〉

システムから発信される情報をリアルタイムにテクニカルエリアで受信したり使用したりすることができない。使用目的がチームや競技者のパフォーマンスのコントロールや向上のためであることに留意すること。安全面では、他の競技者や審判員のみならず着用する競技者自身にも危険なものであってはならないので、身に付けるその他の用具と同様に、事前に安全面の確認が必要となる。

競技規則の改正に関する提案の提出期限と施行日について

前回のIFABの年次総会で、6月に開始する大会に適用できるよう、競技規則の改正の発効日を今後7月1日から6月1日に変更することが満場一致で合意された。さらに、次回の年次総会までにIFABの構成組織が検討に十分な時間を取れるよう、IFAB諮問委員会への競技規則改正提案の提出期限を、12月1日から11月1日へと変更することも合意された。

この結果、本年の年次総会においての競技規則改正に関する決定は、2015年6月1日より各大陸連盟および加盟協会に対して拘束力を発することになる。ただし、現在のシーズンが6月1日までに終了しない大陸連盟や加盟協会においては、次のシーズン開始まで、競技規則に加えられた変更の導入を遅らせることができる。

■国際サッカー評議会の全面リフォームに関する情報について

2014年6月10日および11日のサンパウロで行われた第64回FIFA総会にて発表されたとおり、国際サッカー評議会（IFAB）は2年近くに渡り、より近代的、民主的かつ透明性の高い組織となるため、自身の組織、構造、および競技規則の改正に関わる意思決定プロセスについて、包括的なリフォーム作業を行った。このリフォームのプロセスは、2014年1月13日にチューリッヒで開催された設立総会で成功裏に合意され、その後、様々なリフォームが着実に実施されている。

競技規則を維持してきた128年の伝統や評議会の保守的なものの見方があったにもかかわらず

ならず、IFAB は絶えずサッカーの発展を注視し、常に競技の普遍性の確保に留意しながら、必要に応じて競技規則を改正してきた。その目標は、将来もすべてのサッカーコミュニティの強いサポートと関わりを得て、そうあり続けることである。

その第一歩として、IFABは組織的な基盤を作り、チューリッヒに本部を構える独立法人として、IFABをスイス法のもと登記した。さらに、IFABは、エグゼクティブサポートオフィスを設置した。これはIFABの事務管理部門で、質問や提案等に対する主な窓口となり、今後は、IFABや競技規則に関する連絡は下記へご送付いただきたい。

The International Football Association Board (IFAB)
Executive Support Office
Aurorastrasse 100
8032 Zurich Switzerland
Email: secretary@theifab.com

これまでの IFAB 組織との主たる相違は、サッカー諮問委員会(FAP)と技術諮問委員会(TAP)と呼ばれる 2 つの諮問委員会の設置である。これらの委員会は、全世界のサッカーコミュニティを代表する構成となっており、年 2 回の会議を通じて、IFABの決議過程において、付加的な視点と価値ある専門知識をも提供する。これらの組織が追加されたことは、評議会にとって非常に重要なことであり、2014年11月と2015年 4 月の 2 つの会議を経て、既に協議プロセスに大きく貢献することが証明されている。

新たな法人としての肩書きとホームページを設置することで、我々はサッカーコミュニティ内でIFABの可視性と親しみやすさを向上したいと考えている。(現在のところ、FIFA.comに関するIFAB-セクションにリンクされているが) ホームページwww.TheIFAB.comは、間もなく開設され、競技規則やその適用に関する情報のみならず、審判、指導者、選手、ファン、メディア、その他の関係者の教育資料も組み込まれる予定である。このプラットフォームには加盟協会やリーグにとって必要な全ての公式文書も掲載される。

最後に、今後はIFABおよび競技規則と関連する事柄は全て、IFABから直接通知されることに留意いただきたい。

近い将来協力し合えることと、サッカーとその規則が常に改善され続けることを願います。みなさまに感謝するとともに、なにか疑義があれば、遠慮なく連絡していただきたい。

IFAB理事会
事務局長
Lukas Brud

関係各位

(公財) 日本サッカー協会 審判委員会

競技者の用具(装身具)の着用について

2008年7月10日付け「審0807-M0003号」をもって、標記の対応について説明しましたが、「競技規則」、「競技規則の解釈と審判員のためのガイドライン」に基づいた対応に変更するとし、下記のとおりその考え方を示します。再度確認すると共に各試合において、これらを遵守するようお願いいたします。

なお、本文書を発信するにあたり、前述「審0807-M0003号」は、廃止します。

記

1. 装身具の着用について

①着用禁止装身具等

- ネックレス、指輪、イヤリング、ピアス、ミサンガなど皮革やゴムでできたバンド等、プレーに不必要なすべての装身具の着用は、認められない。
- 装身具をテープで覆うことは認められない。
- 髪をとめるヘアピン等、負傷を誘発するものの着用は認められない。他方、髪を束ねるためのヘアーバンドは原則認められるが、主審が材質、長さ、幅を確認し、安全でないと判断した場合、着用は認められない。

②懲戒の罰則

用具に関して、競技者は試合開始前に、交代要員はフィールドに入る前に検査される。プレー中に認められない衣服や装身具を競技者が着用しているのが確認された場合、

主審は、

- その競技者に問題となるものを外すべきと伝えなければならない。
- 外すことができない、またはそれを拒んだ場合は、次の競技が停止されたとき、フィールドから離れるよう命じなければならない。
- 競技者が拒んだ場合やそのものを外すように言われたにもかかわらず再び身につけていることが確認された場合は、競技者を警告しなければならない。

競技者を警告するためにプレーを停止した場合、プレーを停止したときにボールが

あった位置から行われる間接フリーキックが相手チームに与えられる。

2. 解説

従来の日本協会の対応は、プレー中に装身具を身につけていることが確認された場合、拒む拒まないにかかわらず、その競技者を警告としていた。しかしながら、競技者の理解が進んだこともありFIFAの考えに準じ「競技規則」および「競技規則の解釈と審判員のためのガイドライン」に示された対応とすることとする。

審判員が、競技者や交代要員がフィールドへ入る前に用具検査を的確に実施することは従来どおり変わりはない。

以上

試合中における審判員の飲水について

熱中症を予防し選手、審判員の安全を確保するため、また、身体のコンドিশョンを保ちより質の高いプレーの継続のため、試合中の十分な水分の補給が必要であるという医学的判断に基づき、2種年代以下では、大会規定により試合の途中で競技者や審判員が飲水できる時間帯（飲水タイム）の設定を可能としています。

また、飲水タイムを設定しない1種、そして他の種別の試合でも、試合の停止中にタッチライン上で飲水することが競技規則で認められています。※

については、暑熱下で行われる試合では「試合中に飲水できるタイミングに積極的に水分を補給する」ことを競技者と共に審判員も徹底してください。また、大会主催、主管団体においては、競技者および審判員が飲水できる環境を整えて下さるようお願いいたします。

飲水方法については、安全を第一に考えて、その状況に応じた方法により実施して下さい。

練習試合などで連続して審判を担当する、チーム指導と審判を続けて行うなどの状況においては、水分補給に加えて帽子をかぶるなどの予防策を講じて、さらなる安全が確保されるようお願いします。下記に一例を紹介しますので、参考にして下さい。

なお、2011年5月31日付け「サッカー競技中の飲水について（通達）」により、補給できる水分については、施設の了解があれば、水のみならず、スポーツドリンクも可能となっています。

記

●主審、副審の飲水の一例

- 選手が怪我をして役員が入ってきたとき、その役員からボトルを受け補給する。
- コーナーキック、スローイン、また選手が怪我をした時などのアウトオブプレー中に、タッチラインもしくはゴールライン近くにチームが用意したボトルから補給する。
- 第4の審判員がいる場合、その席に水等の入ったボトルをホームチームまたは審判員自らが用意し、選手交代時などのアウトオブプレー中に主審、副審に手渡し補給する。
- この場合、副審2については反対サイドに別途用意することが必要となる。
- 飲水タイムが設定される試合では、チームの協力を得て主審、副審ともにゴールライン、タッチラインの周囲に置かれているボトル、またはベンチ前でチームからボトルを受け補給する。

※2006年FIFAガイドラインを適用しているため、このような表現となっている。

以上

審1106-M0107号

2011年6月18日

(財)日本サッカー協会は、科学研究委員会およびスポーツ医学委員会のここ何年かにわたる調査・研究をもとに、1997年6月に「サッカーの暑さ対策ガイドブック」を作成し、広く配布した。その中で、ある条件をこえた暑熱下で行われる2、3、4種の試合では、熱中症予防という安全面からも、よりよい身体のコンドিশョンを保ってより質の高いプレーを続けるという面からも、試合中の十分な水分の補給が必要であり、重要であるとしている。

これを受けて、主審は、2、3、4種（女子の同年代を含む）の試合において、以下により選手の飲水時間（飲水タイム）について対応する。

1. 下記の6の条件をこえた暑熱下の試合では、前、後半それぞれの半分の時間を経過したところ（40分ハーフの場合は20～25分ごろ）試合の流れの中で両チームに有利、不利が生じないようなボールがアウトオブプレーのときに、選手に指示を出して全員に飲水をさせる。もっとも良いのは中盤でのスローインのときであるが、負傷者のために担架を入れたときや、ゴールキックのときも可能である。
2. 選手はあらかじめラインの外におかれているボトルをとるか、それぞれのチームのベンチ前でベンチのチーム関係者から容器を受けとって、ラインで飲水する。
3. 主審、副審もこのときに飲水して良い。そのために第4の審判員席と、副審2用として反対側のタッチライン沿いにボトルを用意する必要がある。
4. スポーツドリンク等、水以外の飲料の補給については、飲料がこぼれて、その含有物によっては競技場の施設を汚したり、芝生を傷めたりする恐れもある。大会主催者が水以外の持ち込み可否及び摂取可能エリアについて、使用会場に確認をとって運用を決定するので、その指示に従って、飲水する。

5. 飲水タイムは、30秒から1分間程度とし、選手にポジションにつくよう指示して、なるべく早く試合を再開する。飲水に要した時間は、「その他の理由」により空費された時間として、前、後半それぞれに時間を追加する。
6. 飲水を行う条件は、上記ガイドブックの「夏季大会開催における指針」に従い、以下の温度以上の場合とする。

種別	WBGT (湿球黒球温度)	WBGTが用意できないとき	
		乾球温度	湿球温度
4種	25℃	28℃	21℃
2、3種	28℃	31℃	24℃

環境温度の測定値が得られないときは主審の裁量によって決定するが、安全を重視するという観点から判断することが重要である。また、時間の経過にともなって環境条件がかなり変わった場合は、飲水を実施するかしないかの判断をハーフタイムに変更してよい。

7. 飲水を行う場合は、試合前（あるいはハーフタイム時）に両チームにその旨を知らせる。
8. 飲水タイムは、あくまでも飲水のためであり、休憩や戦術指示のための時間ではない。
9. 飲水タイムとは別に、従来どおり、ボールがアウトオブプレーのときにライン上で飲水できる。

以上

審1406-K0095

2014年 6 月30日

関係各位

公益財団法人日本サッカー協会
審判委員会

テクニカルエリアの使用および負傷者発生時の対応について（その4）

2014年 6 月25日付け「審1406-K0086号」をもって、円滑な競技運営を目的にテクニカルエリアの使用について、「競技規則」、「競技規則の解釈と審判員のためのガイドライン」等に基づき、運用の変更、その考えを通達しました。

しかしながら、今般、「1. テクニカルエリア内の使用 ②戦術的指示」において、一部項目を追加、改めまして考えを示します。

つきましては、下記内容をご確認の上、各試合において、これらを遵守いただきますようお願い申し上げます。

なお、本文書を発信するにあたり、前述「審1406-K0086号」は廃止します。

日本サッカー協会および各地域/都道府県サッカー協会にて主催の競技会については、シーズン中のことと存じますが、7月1日以降のしかるべき日(遅くとも8月中)からの施行とし、参加チームはじめ関係者の皆様へ適宜展開、周知徹底いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

記

1. テクニカルエリアの使用

①テクニカルエリア（以降、「エリア」）に入ることのできる者

- ・大会（リーグ）規定に定められた交代要員数およびチーム役員数の範囲内で、試合前に 届けられた者ならびに交代して退いた競技者のみ。

②戦術的指示

- ・「エリア」に入ることのできる者の中から、その都度ただ1人のチーム役員のみが、試合中、「エリア」内において指示を与えることができる。
- ・戦術的指示を与えるチーム役員は、責任ある態度で行動する限り、戦術的指示を行った後であってもベンチに戻る必要はない。

③エリア外の活動

- ・エリアに入る者は、試合中、常にエリアの中にとどまっていなければならない。
- ・エリアに入る者が、スタンド等で試合を分析した後エリアに入ることは認められない。
- ・監督やチーム役員は、主審が承認した場合、競技者の負傷対応のためフィールド

に入ることができる。

- ・エリアに入る者は、ウォームアップやクーリングダウンのためウォームアップエリアに入ることができる。
- ・交代要員は、交代のため、第4の審判員の指示に従ってハーフウェーラインのところで待機することができる。

④態度

- ・監督およびその他エリアに入る者は、責任ある態度で行動しなければならない。
- ・エリアに入る者は、常にベンチや椅子に着席していなければならない（②戦術的指示、③エリア外での活動の場合を除く）。
- ・審判員の判定等に異議を唱えることは、認められない。

⑤無線通信システム

- ・競技場内におけるチーム役員とテクニカルスタッフ間の使用は、認められる。
- ・監督や選手を含む、出場停止、退場、または退席処分を受けたチーム役員、テクニカルスタッフの使用は認められない。
- ・国内法で使用が認められない通信機器の使用は、認められない。また、映像モニター等、試合の映像をベンチ内で見ることのできる通信機器（PCを含む）の使用は認められない。

2. 競技者が負傷した場合の手続き

①プレーの停止

- ・主審は、競技者が重傷を負っていると判断した場合、プレーを停止する。

②ドクター等および担架のフィールド入場

- ・主審は、治療が必要かどうか負傷した競技者に質問する。
- ・負傷した競技者が治療を必要と答えた場合や主審の質問に答えられなかった場合、主審は2名以内のドクター等のチーム役員(通訳を含む)の入場を認める。
- ・主審は、ドクター等の意見も参考にし、必要あれば担架を要請する。
- ・担架は、主審の合図を受けてから、フィールドに入る（ドクター等と一緒に入場しない）。ただし、頭部の負傷等、緊急な対応が必要と判断した場合、主審はドクター等と担架と一緒に入場させることがある。
- ・ドクター等が入場した場合、下記③の“例外”を除き、フィールド内での治療は認められず、競技者はフィールド外に退出する（退出を拒んだ競技者は、警告される）。
- ・退出した競技者は、プレーが再開後、主審の承認を得てフィールドに復帰する（ボールがインプレー中は、タッチラインからのみ）。

③例外

- ・ゴールキーパーが負傷したとき、ゴールキーパーはフィールド内で治療を受けられる。
- ・ゴールキーパーとフィールドプレーヤーが衝突し即座な対応が必要なときは、両者共にフィールド内で治療を受けられる。ただし、ゴールキーパーの治療終了後、引き続き治療が必要な場合、フィールドプレーヤーはすみやかにフィールド外に退出する。
- ・同じチームの競技者が衝突し、即座の対応が必要なときは、フィールド内で治療を受けられる。治療終了後、フィールド外に退出する必要はない。
- ・フィールドプレーヤーであっても、重篤な負傷を負った場合、フィールド内で治療を受けられる。

以上

2011年7月5日

アディショナルタイムの表示は連盟、リーグ等が、それぞれの大会、リーグ規定において規定し、下記の方法により実施することができる。

【アディショナルタイム】

主審が、試合中に次のことで時間が空費された場合は、前、後半それぞれ競技時間を追加する。

- 競技者の交代
- 競技者の負傷の程度の判断
- 負傷した競技者の治療のためのフィールドからの搬出
- 時間の浪費
- その他の理由

空費された時間をどれだけ追加するかは主審が判断し、次の方法で前、後半の終了時に表示する。延長戦のある場合もこれに準ずる。

【実施方法】

- 主審はランニングタイム用の時計を必ず持って、アディショナルタイムの計時を確実に行う。
- 前、後半終了予定1分前（ランニングタイム）頃、第4の審判員はハーフウェーラインとタッチラインとの交点近くまで交代ボードを持って出る。
- 主審は第4の審判員にアディショナルタイムを何分とるかを指で合図する。この際、間違いのおきないように、なるべく近くで合図して確認し合うのがよい。
- 表示する時間は分単位とし、秒は切り捨てる。例えばアディショナルタイムが2分0秒～2分59秒の場合は「2」を表示する。
- アディショナルタイムが0分台、すなわち1分未満のときは、主審から第4の審判員に対して、そのことを連絡するが、第4の審判員は0分の表示は行わないで席に戻る。
- 第4の審判員は交代ボードに主審から示された数字を表示して、ランニングタイムの45分頃に上にあげて観客等に示す。
- ボードをあげる用意をしている間に、さらにアディショナルタイムをとる事態が発生した時は、あらためてそのあとにアディショナルタイムを第4の審判員に合図して表示する。
- アディショナルタイム中にさらに空費された時間を加えるような状況になっても改めてその時間を表示することはない。

2009年11月12日

試合イベント時間表記統一について

2010年度より、試合中のイベント（シュート、得点、警告、退場、交代等）を記録する時間表記を、国際試合で採用されている「秒切り上げ」へすべて統一いたします。

また、ロスタイム中の時間表記についても、ロスタイムの経過分数を表記することに併せて統一いたします。

※網かけされている箇所が変更されます。

		イベント時間 (秒数表示)	【現 状】		切り上げ表示 (2010年度～)
			国内大会など (切り捨て表示)	日本代表戦や 主要国際大会など (切り上げ表示)	
前半	※ 1 分未満	00:01 ～ 00:59	0 分	1 分	1 分
		01:00	1 分	1 分	1 分
		01:01 ～ 01:59	1 分	2 分	2 分
		02:00	2 分	2 分	2 分
		02:01 ～ 02:59	2 分	3 分	3 分
		}	}	}	}
		44:00	44分	44分	44分
		44:01 ～ 44:59	44分	45分	45分
		45:00	44分	45分	45分
	ロスタイム	45:01 ～ 45:59	44分	46+分	45+ 1 分
		46:00		46+分	45+ 1 分
		46:01 ～ 46:59		47+分	45+ 2 分
}		}		}	
前半終了後／ハーフタイム		HT	HT	HT	
後半	※ 1 分未満	45:01 ～ 45:59	45分	46分	46分
		46:00	46分	46分	46分
		46:01 ～ 46:59	46分	47分	47分
		}	}	}	}
		88:01 ～ 88:59	88分	89分	89分
		89:00	89分	89分	89分
		89:01 ～ 89:59	89分	90分	90分
		90:00	89分	90分	90分
		ロスタイム	90:01 ～ 90:59	89分	91+分
	91:00		91+分		90+ 1 分
	91:01 ～ 91:59		92+分		90+ 2 分
	}		}		}
後半終了後／試合終了					

【備考】

- ・延長戦での表記も同様に切り上げで表示します。
- ・選手の出場時間については、以下の通りです（従来と変更ありません）。

〈例〉フル出場：90分

前半ロスタイムに交代（OUT）した選手の出場時間：44分

後半ロスタイム中に交代（IN）した選手の出場時間：1 分

ロスタイム中に交代（IN）し、再び交代した選手（OUT）の出場時間：1 分

※「ロスタイム」の呼称は、現在「アディショナルタイム」と呼ぶこととされています。上記「ロスタイム」は「アディショナルタイム」と読みかえて下さい。

2006年4月11日

サッカー活動中の落雷事故の防止対策についての指針

1. [基本的指針]

全てのサッカー関係者は、屋外でのサッカー活動中（試合だけでなくトレーニングも含む）に落雷の予兆があった場合は、速やかに活動を中止し、危険性がないと判断されるまで安全な場所に避難するなど、選手の安全確保を最優先事項として常に留意する。特にユース年代～キッズ年代の活動に際しては、自らの判断により活動を中止することが難しい年代であることに配慮しなければならない。

※ 全てのサッカー関係者とは主として指導者（部活動の顧問含む）、審判員、運営関係者などであるが、下記にある通り放送局やスポンサー他、選手も含めて広義に解釈するものである。

2. 基本的指針の実行のために、下記の事項について事前に良く調べ、また決定を行ううえで活動を行うものとする。

① 当日の天気予報（特に大雨や雷雲などについて）

② 避難場所の確認

③ 活動中止の決定権限を持つ者の特定、中止決定の際の連絡フローの決定

※ サッカー競技規則上では「試合の中止は審判員の判断によること」となっているが、審判員が雷鳴に気づかない、審判員と他関係者との関係で必ずしも中止権限を審判員が持てないケース（例えばユース審判員；これに限らない）などもあり、このような場合は中止を決定する／または審判員に中止勧告を行う人間をあらかじめ明らかにしておくこと。

※ トレーニングやトレセン活動なども活動中止決定者を事前に決めてから活動をはじめるものとする。

※ 中止決定者が近くにいない状況で現象が発生した時は、その場にいる関係者が速やかに中止を決定できるようにしておくこと。

3. 大会当日のプログラムを決める際はあらかじめ余裕を持ったスケジュールを組み、少しでも危険性のある場合は躊躇なく活動を中止すること。

大会スケジュールが詰まっていたり、テレビ放送のある試合などでも、本指針は優先される。従って事前に関係者（放送局、スポンサー含む）の間において、選手・観客・運営関係者等の安全確保が優先され、中止決定者の判断は何よりも優先されることを確認しておくこと。

4. 避雷針の有無（避雷針があるからと言って安全が保証されることはないが、リスクは減る）や避難場所からの距離、活動場所の形状（例：スタジアム、河川敷G、等）によって活動中止の判断時期は異なるが、特に周囲に何も無い状況下においては少しでも落雷の予兆があった場合は速やかに活動中止の判断を行うこと。

以上

添付：〈落雷の予兆〉に関する参考資料

【参考資料】

雷に関する情報サイトの例

気象庁	http://www.jma.go.jp
日本気象協会	http://www.tenki.jp/bousai/warn

〈落雷の予兆〉に関する参考資料

文献『雷から身を守るには—安全対策Q&A—改訂版』（日本大気電気学会編、平成13年発行）には、落雷被害を避けるための予知方法について次のように記述されている。以下抜粋して掲載する。

「どのような方法でも発生・接近の正確な予測は困難ですから、早めに安全な場所（建物、自動車、バス、電車などの内部。）へ避難することです。

モクモクと発達した一群の入道雲は危険信号です。厚い黒雲が頭上に広がったら、雷雲がさらに近づいたと考えて下さい。雷雲が近づくときは、多くの場合は突風が吹くとともに気温が下がり、やがて激しい雨になります。しかし、突風や降雨より落雷が先に起こることがありますので、早めの避難が大切です。」

「雷鳴はかすかでも危険信号です。雷鳴が聞こえるときは、その後の雷が自分に落ちてくる危険がありますから、すぐに安全な場所に避難して下さい。雷鳴が聞こえなくて雨も降っていないときに、突然落雷が発生する場合がありますので、雷鳴だけで雷の発生や接近を判断するのは危険です。

もっと遠いところの雷の発生は、ラジオで中波や短波のAM放送を受信していると、ガリッガリッという雑音が入ることにより、検知できます。雑音の間隔が短くなり、激しく連続的になるときは、雷がさらに接近してくるときです。このときはラジオの雑音だけでなく、雷鳴にも注意して下さい。雷鳴が聞こえてくれば、雷雲はすでに危険な範囲に入っています。」

「雷雲が遠ざかって雷鳴が聞こえなくなっても、20分くらいはまだその雷雲から落雷の危険がありますから、安全な場所で待機することが必要です。また、一つの雷雲が去っても、次の雷雲が近づいてくる場合がありますので、新しい雷雲の接近に常に注意することが必要です。」

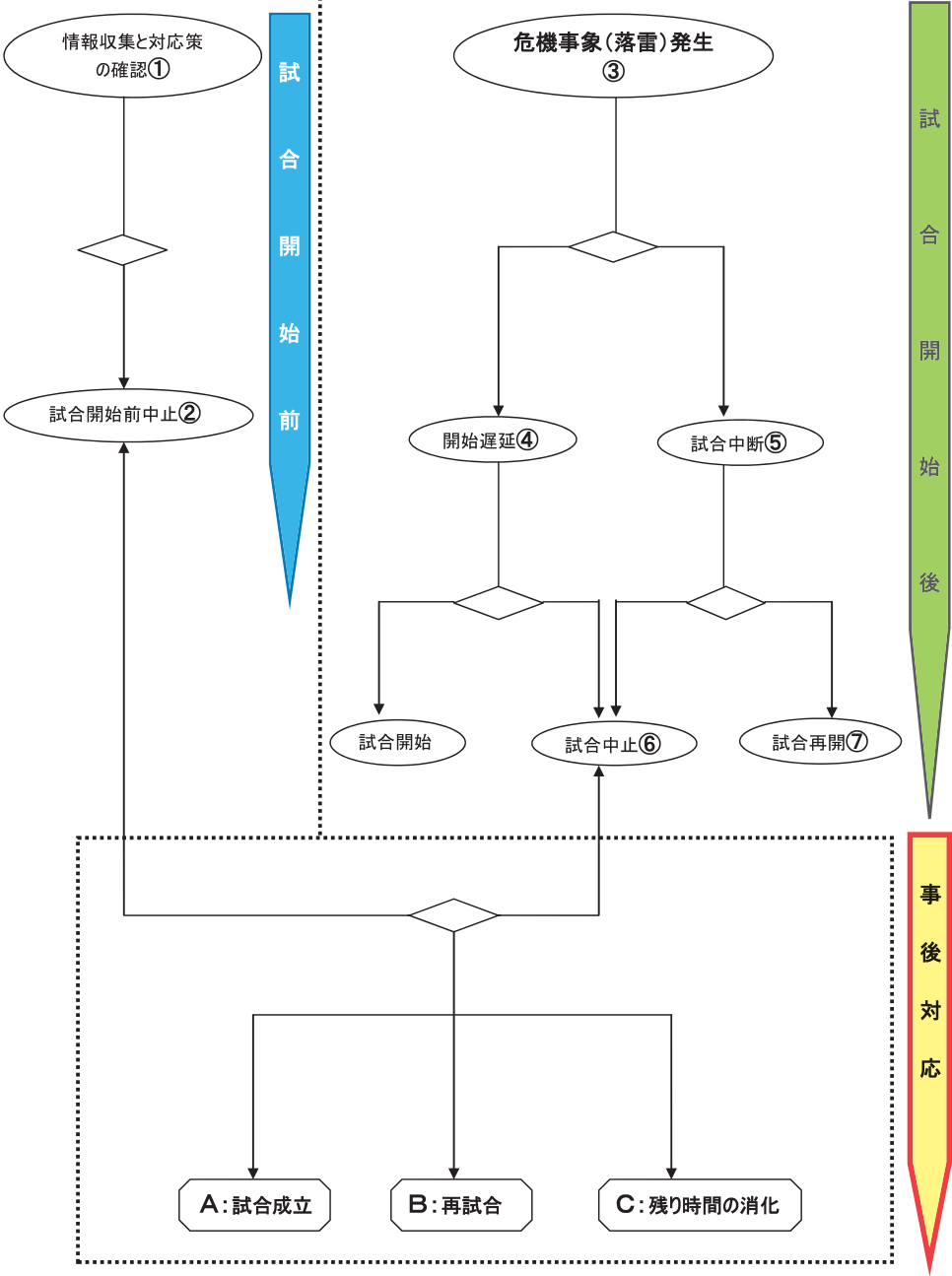
「自動車、バス、列車、鉄筋コンクリート建築の内部は安全です。「本格的な木造建築」の内部も普通の落雷に対しては安全です。しかし、テントやトタン屋根の仮小屋の中は、屋外と同様に雷の被害を受ける危険があります。」

「絶えず雷鳴に注意し、空模様を見守ります。雷鳴がきこえたり雷雲が近づく様子があるときは、直ちに近くの建物、自動車、バスの中に入り、安全な空間に避難します。雷鳴は、遠くかすかに聞こえる場合でも、自分に落雷する危険信号と考えて、直ちに避難して下さい。雷活動が止んで20分以上経過してから、屋外に出ます。

屋根のない観客席も危険ですから、安全な場所に避難します。」

以上

危機事象(落雷)発生時の試合運営に係る判断について(フローチャート)



危機事象(落雷)発生時の試合運営に係る判断について(フローチャートの説明)

危険と判断した場合は躊躇なく
中止、中断する。

主催、主管協会代表者は大会・試合運営関係者に雷対応について徹底すること！！！！

試 合 開 始 前

①情報収集と対応策の確認 → (決定責任者)大会・試合運営責任者

- 落雷の可能性が高い状況になった場合、関連情報(特に大雨や雷雲)収集と情報の共有を行うこと。
- 情報収集の方法、収集先を事前に確認しておくこと。また簡易雷警報器等の機材を確保することが望ましい。
- 避難場所の確認を事前に行うこと。
- 中止を想定し、決定機関、決定手順および連絡先の確認を行うこと。

②試合開始前中止 → (決定責任者)大会・試合運営責任者

- 事前中止の判断をした場合は、予備日の対応および関係方面との調整を速やかに行う。

試 合 開 始 後

③危機事象(落雷)発生

- 事象発生を受けて、関係者で対応の検討を行う。

④開始遅延

(決定責任者) ①主審

②マッチコミッショナー

③大会・試合運営責任者

- 短時間に状況が回復する可能性がある場合も安全管理の見地から、遅延の対応を含め慎重に対応する。

⑤試合中断

(決定責任者) ①主審

②マッチコミッショナー

③大会・試合運営責任者

- 危険と判断した場合は躊躇なく中断する。
- 競技規則上では「試合の中断は審判員の判断で行う」が、審判員が雷鳴に気づかない可能性もあり、マッチコミッショナー・第4の審判員・大会・試合関係者の連携を密に保つこと。
- 審判員と他関係者との関係で必ずしも中断権限を審判員が持てないケース(例えばユース審判員;これに限らない)などもあり、このような場合は中断を決定する/または審判員に中断勧告を行う者をあらかじめ明らかにしておくこと。
- 上記の事例で中断決定者が現場にいないケースを想定して、現場にいる関係者で速やかに中止を決定できることを事前に確認しておくこと。

⑥試合中止

(決定責任者) ①主審

②マッチコミッショナー

③大会・試合運営責任者

- 中断と同様に危険と判断した場合は躊躇なく中止する。
- 競技規則上では「試合の中止は審判員の判断で行う」が、マッチコミッショナー・第4の審判員・大会・試合関係者の連携を密に保つこと。
- 審判員と他関係者との関係で必ずしも中止権限を審判員が持てないケース(例えばユース審判員;これに限らない)などもあり、このような場合は中止を決定する/または審判員に中止勧告を行う者をあらかじめ明らかにしておくこと。
- 上記の事例で中止決定者が現場にいないケースを想定して、現場にいる関係者で速やかに中止を決定できることを事前に確認しておくこと。
- 中止に伴う、作業、連絡を速やかに行う。尚、事後対応については下記の「事後対応」を参照。

⑦試合再開

(決定責任者) ①主審

②マッチコミッショナー

③大会・試合運営責任者

- 収集した情報をもとに危険性がないと判断された後には速やかに試合を再開すること。

事後対応

大会主催者、運営責任者は事前に試合成立に関し規定しておくこと！！

A：試合成立 → (決定責任者) ①主審
②マッチコミッショナー
③大会・試合運営責任者

- 中止され、再開が不可能とされる場合は原則再試合を行うこととする。
- 施設面、安全管理面、日程面で再試合が不可能の場合、関係者の了解を前提に試合を成立させることまたは勝者を決定することができる。

B：再試合/C：残り時間の消化 → (決定責任者)大会・試合運営責任者

- 再試合が可能な場合は可及的速やかに、然るべき決定機関にて決定する。
- 再試合は同一、他会場にとらわれず、実施することができる。
- 状況によっては別途日程にて残り時間の消化により試合を成立させることができる。

第7章 審判

第138条〔審判〕

本協会及び本協会管轄下のサッカー協会に登録されたサッカー競技の審判員（以下「サッカー審判員」という）及びフットサル競技の審判員（以下「フットサル審判員」という）並びにサッカー審判員の指導者（以下「サッカー審判指導者」という）及びフットサル審判員の指導者（以下「フットサル審判指導者」という）の資格及び地位に関する事項は、別途制定する「審判員及び審判指導者に関する規則」に定めるところによる。

第139条から第174条まで削除

第1節 総則

第1条〔目的〕

本規則は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という）及び本協会管轄下のサッカー協会に登録されたサッカー競技の審判員（以下「サッカー審判員」という）及びフットサル競技の審判員（以下「フットサル審判員」という）並びにサッカー審判員の指導者（以下「サッカー審判指導者」という）及びフットサル審判員の指導者（以下「フットサル審判指導者」という）の資格及び地位に関する事項を定めることを目的とする。

第2条〔本協会の統制〕

本協会は、日本国内において行われるすべてのサッカー競技及びフットサル競技の審判に関する事項について統制する権限を持つ。

第3条〔公式試合のサッカー審判員及びフットサル審判員、サッカー審判指導者及びフットサル審判指導者〕

1. 本協会に登録されたサッカー審判員及びフットサル審判員（以下「審判員」という）以外の者は、日本国内における一切の公式試合の審判活動を行うことはできない。ただし、本協会が招聘した外国人審判員はこの限りではない。
2. 本協会に登録されたサッカー審判指導者及びフットサル審判指導者（以下「審判指導者」という）以外の者は、本国内における一切の公式試合の審判員を指導することはできない。ただし、本協会が招聘した外国人審判指導者はこの限りではない。

第2節 審判員の資格

第4条〔資格の種類〕

審判員の資格は、次の9種類とする。

- (1) 1級審判員
- (2) 女子1級審判員

- (3) 2 級審判員
- (4) 3 級審判員
- (5) 4 級審判員
- (6) フットサル 1 級審判員
- (7) フットサル 2 級審判員
- (8) フットサル 3 級審判員
- (9) フットサル 4 級審判員

第 5 条〔技能の区分〕

1. 1 級審判員は、本協会が主催等するサッカー競技の試合（以下「試合」という）の主審を行う技能を有する者とする。
2. 女子 1 級審判員は、本協会管轄の第 2 種、第 3 種、第 4 種及び女子の試合の主審を行う技能を有する者とする。
3. 2 級審判員は、地域サッカー協会が主催する試合の主審を行う技能を有する者とする。
4. 3 級審判員は、都道府県サッカー協会が主催する試合の主審を行う技能を有する者とする。
5. 4 級審判員は、都道府県サッカー協会を構成する支部及び地区／市区郡町村サッカー協会の傘下の団体、連盟等が主催する試合の主審を行う技能を有する者とする。なお、4 級審判員で特に優れた技能を有すると都道府県サッカー協会の審判委員会が認めた者については、都道府県サッカー協会主催の試合において、主審を行うことができる。
6. フットサル 1 級審判員は、本協会が主催するフットサル競技の試合（以下「フットサル試合」という）の主審及び第 2 審判を行う技能を有する者とする。
7. フットサル 2 級審判員は、地域サッカー協会が主催するフットサル試合の主審及び第 2 審判を行う技能を有する者とする。
8. フットサル 3 級審判員は、都道府県サッカー協会が主催するフットサル試合の主審及び第 2 審判を行う技能を有する者とする。
9. フットサル 4 級審判員は、都道府県サッカー協会を構成する支部及び地区／市区郡町村サッカー協会の傘下の団体・連盟等が主催するフットサル試合の主審及び第 2 審判を行う技能を有する者とする。なお、フットサル 4 級審判員で特に優れた技能を有すると都道府県サッカー協会の審判委員会が認めた者については、都道府県サッカー協会主催のフットサル試合において主審及び第 2 審判を行うことができる。

第 6 条〔資格の認定〕

1. 1級審判員の資格は、2級審判員及び女子1級審判員のうちから、本協会又は地域サッカー協会主催の1級審判員認定審査会において適格と認められた者に対して本協会が認定する。1級審判員認定審査会の開催基準については、本協会審判委員会が定める。
2. 女子1級審判員の資格は、女子の2級審判員のうちから、本協会又は地域サッカー協会主催の女子1級審判員認定審査会において適格と認められた者に対して本協会が認定する。女子1級審判員認定審査会の開催基準については、本協会審判委員会が定める。
3. 2級審判員の資格は地域サッカー協会が、3級及び4級審判員の資格は都道府県サッカー協会が、それぞれの協会が主催する認定審査会において適格と認められた者に対して本協会が認定する。各級の審判員認定審査会の開催基準については、本協会審判委員会が定める。
4. フットサル1級審判員の資格は、フットサル2級審判員、1級審判員及び女子1級審判員のうちから、本協会又は地域サッカー協会主催のフットサル1級審判員認定審査会において適格と認められた者に対して本協会が認定する。フットサル1級審判員認定審査会の開催基準については、本協会審判委員会が定める。
5. フットサル2級審判員の資格は地域サッカー協会が、フットサル3級及び4級審判員の資格は都道府県サッカー協会が、それぞれの協会が主催する認定審査会において適格と認められた者に対して本協会が認定する。各級の審判員認定審査会の開催基準については、本協会審判委員会が定める。
6. 第3項及び第5項の規定にかかわらず、本協会は、2級、3級及び4級審判員の資格認定を行うことができる。
7. 審判技能が著しく低下した場合及び所定の義務を著しく怠った場合、本協会又は該当する審査協会は、その協会の審議を経て、その審判員の降級を行う。
8. 前各項の規定にかかわらず、本協会は、外国で審判資格を取得した者については、その技能により適切なサッカー審判員又はフットサル審判員の資格を適宜認定することができる。

第7条 (資格の認定期間)

認定期間を次のとおりとする。

- (1) 資格を新規に取得した者は、認定月日から当該年度末（3月31日）までとする。
- (2) 資格を更新する者は、4月1日から当該年度末（3月31日）までとする。

第8条 (資格認定における除外事由)

審判活動の遂行に支障があると認められる者に審判資格を認定することはできない。

第3節 審判員の登録

第9条【資格の新規登録】

4級審判員の新規登録は、以下のとおりとする。

- (1) 本協会が新規に資格を認定した審判員は、それぞれの所属する都道府県サッカー協会に所定の登録料を納付して新規登録の事務手続きを行わなければならない。
- (2) 本協会は、審判員の資格認定証として審判証を交付する。

第10条【資格の更新】

審判員の資格の更新は、以下のとおりとする。

- (1) 審判員が翌年度にその資格の更新を希望する場合、資格有効期間内に更新の審査をする協会が定める講習を受講し、かつ本協会が定めた登録料を支払わなければならない。
- (2) 本協会は、更新を終了した審判員の資格認定証として審判証を交付する。

第11条【登録料】

1. 審判員は、本協会、地域サッカー協会又は都道府県サッカー協会が定める登録料を、所属する都道府県サッカー協会に納付しなければならない。
2. 本協会への登録料は、毎年1年分を納付するものとする。
3. 本協会登録料の金額は、次のとおりとする。

(1) 1級審判員	20,000円
(2) 女子1級審判員	12,000円
(3) 2級審判員	5,000円
(4) 3級審判員	3,000円
(5) 4級審判員	2,500円
(6) 3級審判員（18歳未満）	1,000円
(7) 4級審判員（18歳未満）	500円
(8) フットサル1級審判員	12,000円
(9) フットサル2級審判員	5,000円
(10) フットサル3級審判員	3,000円
(11) フットサル4級審判員	2,500円
(12) フットサル3級審判員（18歳未満）	1,000円
(13) フットサル4級審判員（18歳未満）	500円
4. 資格を更新する審判員の年齢は、更新手続きを行う年度開始日の前日（3月

31日現在)の年齢とする。

第12条〔届出〕

審判員は、届出済の審判員情報に変更を生じた場合、可及的速やかに所定の手続きにより変更しなければならない。

第4節 審判員の義務

第13条〔義務〕

1. 審判員は、主審を行った試合の審判報告書を、その試合日を含む2日以内に、その試合の主催サッカー協会長あてに送付しなければならない。
2. 審判員は、所定の講習、研修会等に参加し、自己の審判技術の向上に努め、積極的に審判活動を行わなければならない。
3. 傷病、妊娠等のため、審判活動を1年以上休止した審判員は、活動再開に際し、所定の講習、研修会等に出席しなければならない。

第14条〔服装等〕

審判員の服装は、シャツ、ショーツ及びストッキングのいずれも黒色であることを基本とするが、シャツについては他の色のものを着用することも認める。ただし、いずれの場合も、競技者の服装と明確に区別できる色で、かつ、当該試合を担当する審判員の服装が統一されていることを原則とする。

第5節 審判員の養成

第15条〔審判講習会〕

1. 本協会は、審判技術向上のため、1級、女子1級審判員講習会を年2回以上、フットサル1級審判員講習会を年1回以上開催する。
2. 審判技術向上のため、地域サッカー協会はサッカー及びフットサルの2級審判員講習会を、都道府県サッカー協会はサッカー及びフットサルの3級、4級審判員講習会を、それぞれ年1回以上開催する。

第6節 審判指導者の資格

第16条〔資格の種類〕

本協会が認定及び管轄する審判指導者の資格は、次の7種類とする。

- (1) S級審判インストラクター
- (2) 1級審判インストラクター
- (3) 2級審判インストラクター
- (4) 3級審判インストラクター
- (5) フットサル1級審判インストラクター
- (6) フットサル2級審判インストラクター
- (7) フットサル3級審判インストラクター

第17条〔技能の区分〕

1. S級審判インストラクターは、1級以下のサッカー審判インストラクター並びに1級以下のサッカー審判員の指導、評価及び認定審査を務める技能を有する者とする。
2. 1級審判インストラクターは、2級以下のサッカー審判インストラクター並びに1級以下のサッカー審判員の指導、評価及び認定審査を務める技能を有する者とする。
3. 2級審判インストラクターは、3級のサッカー審判インストラクター並びに2級以下のサッカー審判員の指導、評価及び認定審査を務める技能を有する者とする。
4. 3級審判インストラクターは、3級以下のサッカー審判員の指導、評価及び認定審査を務める技能を有する者とする。
5. フットサル1級審判インストラクターは、2級以下のフットサル審判インストラクター並びに1級以下のフットサル審判員の指導、評価及び認定審査を務める技能を有する者とする。
6. フットサル2級審判インストラクターは、フットサル3級審判インストラクター並びに2級以下のフットサル審判員の指導、評価及び認定審査を務める技能を有する者とする。
7. フットサル3級審判インストラクターは、3級以下のフットサル審判員の指導、評価及び認定審査を務める技能を有する者とする。

第18条〔資格の認定〕

1. S級及び1級審判インストラクターの資格は、それぞれ本協会主催のS級又は1級審判インストラクター認定審査会に参加して、適格と認められた者に対して本協会が認定する。
2. 2級審判インストラクターの資格は、地域サッカー協会主催の2級審判イン

ストラクター認定審査会に参加して、適格と認められた者に対して本協会が認定する。

3. 3級審判インストラクターの資格は、都道府県サッカー協会主催の3級審判インストラクター認定審査会に参加して、適格と認められた者に対して本協会が認定する。
4. フットサル1級審判インストラクターの資格は、本協会主催のフットサル1級審判インストラクター認定講習会に参加して、適格と認められた者に対して本協会が認定する。
5. フットサル2級審判インストラクターの資格は、地域サッカー協会主催のフットサル2級審判インストラクター認定講習会に参加して、適格と認められた者に対して本協会が認定する。
6. フットサル3級審判インストラクターの資格は、都道府県サッカー協会主催のフットサル3級審判インストラクター認定講習会に参加して、適格と認められた者に対して本協会が認定する。
7. 審判インストラクター及びフットサル審判インストラクターの認定審査基準は、本協会審判委員会が定める。
8. 審判指導者等が所定の義務を著しく怠った場合には、該当するその審判指導者等の審査協会は、当該協会の審判委員会の審議を経て、本協会がその審判指導者等の降級を行うことができる。
9. 第2項、第3項、第5項及び第6項の規定にかかわらず、本協会は、2級、3級の審判インストラクター及びフットサル審判インストラクターの資格認定又は降級を行うことができる。
10. 前各項の規定にかかわらず、本協会は、外国で審判指導者等の資格を取得した者については、その技能により適切な各級審判インストラクター又はフットサル審判インストラクターの資格を適宜認定することができる。

第19条〔資格の認定期間〕

認定期間を次のとおりとする。

- (1) 資格を新規に取得した者は、認定月日から当該年度末（3月31日）までとする
- (2) 資格を更新する者は、4月1日から当該年度末（3月31日）までとする

第20条〔資格認定における除外事由〕

審判活動の遂行に支障があると認められる者に審判資格を認定することはできない。

第21条〔定年による引退〕

各級の審判指導者の定年による引退は、次のとおりとする。

- (1) S級審判インストラクターは、満65歳となった日が属する年度の最終日（3月31日）に定年により引退する
- (2) 1級審判インストラクター及びフットサル1級審判インストラクターは、満70歳となった日が属する年度の最終日（3月31日）に定年により引退する
- (3) 2級、3級の審判指導者の定年については、それぞれ地域サッカー協会、都道府県サッカー協会が定める

第7節 審判指導者の登録

第22条〔資格の新規登録〕

審判指導者の新規登録は、以下のとおりとする。

- (1) 本協会より新規に資格を認定された審判指導者は、それぞれの所属する都道府県協会に所定の登録料を納付して新規登録の事務手続きを行わなければならない
- (2) 本協会は、審判指導者の資格認定証として審判証を交付する

第23条〔資格の更新〕

審判指導者の資格の更新は、以下のとおりとする。

- (1) 審判指導者が翌年度にその資格の更新を希望する場合、資格有効期間内に更新の審査をする協会が定める講習を受講し、かつ本協会が定めた登録料を支払わなければならない
- (2) 本協会は、更新を終了した審判指導者の資格認定証として審判証を交付する

第24条〔登録料〕

1. 審判指導者は、本協会、地域サッカー協会又は都道府県サッカー協会が定める登録料を、所属する都道府県サッカー協会に納付しなければならない。
2. 本協会への登録料は、毎年1年分を納付するものとする。
3. 本協会登録料の金額は、次のとおりとする。

(1) S級審判インストラクター	20,000円
(2) 1級審判インストラクター	10,000円
(3) 2級審判インストラクター	4,000円

(4) 3級審判インストラクター	2,000円
(5) フットサル1級審判インストラクター	10,000円
(6) フットサル2級審判インストラクター	4,000円
(7) フットサル3級審判インストラクター	2,000円

第25条〔届出〕

審判指導者は、届出済の審判指導者情報に変更を生じた場合、可及的速やかに所定の手続きにより変更しなければならない。

第8節 審判指導者の義務**第26条〔義務〕**

1. 審判指導者は、実施講習会、研修会にかかる報告書を、可及的速やかに派遣協会の審判委員会に送付しなければならない。
2. 審判指導者は、評価を行った審判員にかかる審判アセスメント報告書を、その試合日を含む2日以内に派遣協会の審判委員会に送付しなければならない。
3. 審判指導者は、所定の講習会、研修会等に参加し、自己の審判指導技術の向上に努め、積極的に活動を行わなければならない。
4. 傷病、妊娠等のため、審判指導活動を1年以上休止した審判指導者は、活動再開に際し、所定の講習、研修会等に出席しなければならない。

第9節 審判指導者の養成**第27条〔審判指導者講習会〕**

1. 本協会は、審判指導者の指導技術向上のため、S級及び1級審判インストラクター講習会を年2回以上、フットサル1級審判インストラクター講習会を年1回以上開催する。
2. 都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会は、管轄する審判指導者の指導技術向上のため、それぞれの審判指導者講習会を年1回以上開催する。

第10節 審判員及び審判指導者の表彰並びに処分

第28条〔表彰〕

本協会は、審判技術の向上等に著しく貢献のあった審判員及び審判指導者を表彰する。

第29条〔処分〕

本協会の規律委員会又は裁定委員会、若しくは、本協会基本規程に従い本協会の規律委員会又は裁定委員会から懲罰権を委任された都道府県協会等の規律委員会は、本協会基本規程及び懲罰規程に従い、審判員又は審判指導者に対して懲罰を科す。

第11節 審判員及び審判指導者の旅費等

第30条〔旅費〕

本協会は、審判員及び審判指導者が本協会の依頼により試合及び競技会の審判又は審判指導を行うことを目的として旅行したときは、本節の定めるところにより、旅費及び手当を支給する。

第31条〔旅費の費目〕

旅費の費目は、交通費、宿泊費及び日当とする。

第32条〔旅費の計算方法等〕

旅費の計算方法及び支給基準等は、理事会の決定により別に定める。

第33条〔日当〕

本協会は、旅行日につき一定額の日当を支給するものとし、その金額は、理事会の決定により別に定める。

第34条〔手当〕

審判員及び審判指導者の手当は、理事会の決定により別に定める。

第35条〔国内で行われる国際試合の手当〕

前条にかかわらず、F I F Aの規定する「国を代表するチームが参加する試合」又はF I F A若しくはA F Cから派遣された外国人審判員の参加する国際試合における国際審判員、F I F A又はA F Cの審判インストラクター若しくは審判アセッサーの手当は、F I F A又はA F Cの規定による金額とする。

第36条【大会等の規定の優先適用】

本節の規定と大会等の規定が異なる場合は、大会等の規定を優先して適用する。

第37条【協議】

1. 本節に定めなき事項については、理事会で定める。戦するチームのユニフォーム（ゴールキーパーのユニフォームを含む）の色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、主審は、両チームの立ち会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。
2. 前項の場合、主審は、両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びストッキングのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。

第12節 附則**第38条【改正】**

本規則の改正は、理事会の議決を経て、これを行う。

第39条【施行】

本規則は、2014年4月1日から施行する。

ユニフォーム規程

第1条〔目 的〕

本規程は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という）の加盟登録団体（以下「チーム」という）のユニフォームに関する事項について定める。

第2条〔ユニフォーム〕

1. 本規程においてユニフォームとは、シャツ、ショーツ及びストッキングの3点を総称したものをいう。ただし、本規程第5条及び第9条においては上記に加えてGKキャップ、GKグローブ及びキャプテンアームバンドを含むものとする。
2. 前項に定めた以外のものについては、それぞれの競技規則及び大会要項によるものとする。

第3条〔着用義務〕

チームは、公式競技会の試合においては、当該公式競技会に登録したユニフォームを着用しなければならない。

第4条〔ユニフォームの色彩〕

1. ユニフォームのうちシャツの色彩は、審判員が通常着用する黒色と明確に判別し得るものでなければならない。
2. シャツの前面と背面の主たる色彩は同じでなければならない。ショーツ及びストッキングの前面と背面の色彩は同じでなければならない。
3. チームは、公式競技会の試合会場に正・副2組のユニフォームを持参しなければならない。
4. 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。
5. 前項の場合、主審は、両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びストッキングのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。

第5条〔ユニフォームへの表示〕

ユニフォームに表示できるものは、チーム識別標章（チーム名、チームエンブレムもしくはその両方）、選手番号、ホームタウン名又は活動地域名、選手名、広告及び製造

メーカー識別標章（製造メーカー名もしくは製造メーカーロゴマーク）とする。

(1) チーム識別標章

シャツには、チーム識別標章を必ず表示しなければならない。シャツ以外へのチーム識別標章の表示は任意とする。チーム識別標章を付する場所及びサイズは、次のとおりとする。

① シャツ（必須）

ア. 場所、サイズ

(ア) チーム名を表示する場合

場 所：前面

サイズ：300cm²以下

(イ) チームエンブレムを表示する場合

場 所：胸

サイズ：100cm²以下

イ. 併置

チーム名とチームエンブレムは併置することができる。

② ショーツ（任意）

ア. 場所、サイズ

(ア) チーム名を表示する場合

場 所：左右どちらかの前面に一ヶ所

サイズ：12cm²（縦2cm）以下

(イ) チームエンブレムを表示する場合

場 所：左右どちらかの前面に一ヶ所

サイズ：50cm²以下

イ. 併置

チーム名とチームエンブレムは併置することができる。ただし、ショーツの左右どちらか同じ側に表示するものとする。

③ ストッキング（任意）

ア. 場所、サイズ

(ア) チーム名を表示する場合

場 所：左右に一ヶ所ずつ

サイズ：12cm²（縦2cm）以下

(イ) チームエンブレムを表示する場合

場 所：左右に一ヶ所ずつ

サイズ：50cm²以下

イ. 併置

チーム名とチームエンブレムは併置することができない。

④GKグローブ（任意）

ア. 場所、サイズ

(ア) チーム名を表示する場合

場 所：左右どちらかに一ヶ所又は両方に一ヶ所ずつ

サイズ：12cm²（縦2cm）以下

(イ) チームエンブレムを表示する場合

場 所：左右どちらかに一ヶ所又は両方に一ヶ所ずつ

サイズ：50cm²以下

イ. 併置

チーム名とチームエンブレムは併置することができない。

⑤GKキャップ（任意）

ア. 場所、サイズ

(ア) チーム名を表示する場合

場 所：任意

サイズ：12cm²（縦2cm）以下

(イ) チームエンブレムを表示する場合

場 所：任意

サイズ：50cm²以下

イ. 併置

チーム名とチームエンブレムは併置することができない。

(2)選手番号

シャツの前面及び背面には、選手番号を必ず表示しなければならない。選手番号は、服地と明確に区別し得る色彩（服地が縞柄等であって明確な識別が困難なときには、台地を付ける）かつ判別が容易なサイズのものでなければならない。選手番号を付する場所及びサイズは、次のとおりとする。

①シャツ前面（必須）

場 所：任意

サイズ：縦10cm-15cm

②シャツ背面（必須）

場 所：中央

サイズ：縦25cm-35cm

③ショーツ（任意）

場 所：前面の左右どちらかに一ヶ所

サイズ：縦10cm-15cm

④GKグローブ（任意）

場 所：任意

サイズ： 縦 2 cm以下

番号は整数の 1 から 99 を使用するものとし、0 は認められない。登録選手が 100 名以上の場合は 100 以上の番号の使用が認められるものとする。ただし、公式競技会に登録する際の選手番号については、当該競技会規程に定めるところに従うものとする。第 4 種のチームや身長 150 cm 以下の選手等が着用する小さいユニフォームの場合は、サイズを適宜縮小することができる。

(3) ホームタウン名又は活動地域名

ホームタウン名又は活動地域名の表示は任意とする。ホームタウン名又は活動地域名を付する場合の場所及びサイズは、次のとおりとする。

① シャツ

場 所：袖のどちらか一方又はシャツに表示したチーム識別標章の周辺

サイズ：50 cm²以下

(4) 選手名

選手名の表示は任意とする。選手名を付する場合の場所及びサイズは、次のとおりとする。

① シャツ

場 所：背面の選手番号の上（当該箇所に広告掲示がある場合は、選手番号の下）

サイズ：縦 7.5 cm 以下

② GK グローブ

場 所：任意の場所に 1ヶ所

サイズ：縦 2 cm 以下

③ キャップ

場 所：任意

サイズ：縦 2 cm 以下

(5) 広告

広告を掲示する場合は、本規程第 6 条から第 8 条による。

(6) 製造メーカー識別標章

製造メーカー識別標章の表示は任意とする。製造メーカー識別標章を付する場合の場所及びサイズは、次のとおりとする。

① シャツ

ア. 前面

表示できるもの：製造メーカー名又は製造メーカーロゴマーク（以下「ロゴマーク」という）

場 所：胸に一ヶ所

サイズ：20cm以下

イ. その他

表示できるもの：ロゴマーク

場 所：両肩又は両脇又は両袖口のいずれかに一ヶ所

サイズ：幅 8 cm以下

形 状：以下のいずれか

(ア)単独のロゴマークを一ヶ所のみ配置

(イ)Ⅰ. 同一のロゴマークを連続的に配置（各ロゴマーク間の距離は最大 2 cmとする）

Ⅱ. 帯状のロゴマーク

②ショーツ

ア. 前面又は背面

表示できるもの：製造メーカー名又はロゴマーク

場 所：左右いずれかに一ヶ所

サイズ：20cm以下

イ. 両腰脇又は両裾

表示できるもの：ロゴマーク

場 所：両腰脇又は両裾いずれかに一ヶ所

サイズ：幅 8 cm以下

形 状：以下のいずれか

(ア)単独のロゴマークを一ヶ所のみ配置

(イ)Ⅰ. 同一のロゴマークを連続的に配置（各ロゴマーク間の距離は最大 2 cmとする）

Ⅱ. 帯状のロゴマーク

③ストッキング

ア. 任意の場所

表示できるもの：製造メーカー名又はロゴマーク

場 所：(a)左右一ヶ所ずつ、又は(b)左右二ヶ所ずつ

サイズ：(a)各20cm以下、(b)各10cm以下

イ. 上端

表示できるもの：ロゴマーク

サイズ：幅 5 cm以下

形 状：以下のいずれか

(ア)単独のロゴマークを一ヶ所のみ配置

(イ)Ⅰ. 同一のロゴマークを連続的に配置（各ロゴマーク間の距離は最大 2 cmとする）

II. 帯状のロゴマーク

④GKグローブ

表示できるもの：製造メーカー名又はロゴマーク

場 所：左右の任意の場所に一ヶ所ずつ

サイズ：各20cm以下

⑤キャップ

表示できるもの：製造メーカー名又はロゴマーク

場 所：任意の場所に一ヶ所

サイズ：20cm以下

(7)その他

①大会マーク及びキャンペーンマーク等

本条1項の規定にかかわらず、本協会又は公式競技会主催者が指定した場合、大会マーク及びキャンペーンマーク等を表示することができる。当該大会マーク及びキャンペーンマーク等を表示する場合の場所及びサイズは、原則として、本規程第7条(3)に定める広告の掲示のそれに準じるものとする。

②チームエンブレムを選手番号（シャツ背面）の中に含める場合

本条(1)①に加え、チームエンブレム（サイズ5cm以下）をシャツ背中の選手番号中表示することができるものとする。ただし、製造メーカー識別標章を含むその他の模様や文字等を表示することはできない。

③キャプテンアームバンド

キャプテンアームバンドには、チーム識別標章、選手番号、ホームタウン名、活動地域名、選手名、広告及び文字等を表示することはできない。ただし、製造メーカー識別標章及び「C」「Captain」「キャプテン」等のキャプテンであることを意味する文字については、50cm以下のサイズ（並置する場合も含む）でこれを表示することができる。

④各国代表チーム及びプロクラブチーム等のレプリカの着用の禁止

チームは、各国代表チーム及びプロクラブチーム等のレプリカを着用して公式競技会に出場することはできない。

第6条（広告の掲示(1)ー承認の手続き）

1. ユニフォームに広告を掲示することを希望するチームは、当該チームが所属する都道府県サッカー協会に申請し、当該都道府県サッカー協会及び本協会の承認を得なければならない。
2. 前項の申請は、本協会所定の申請書に、スポンサーの名称、業種及び広告の内容、当該広告の体裁、デザイン、色彩等の必要事項を記入の上、申請料を添えて当該チ

ームが所属する都道府県サッカー協会に提出しなければならない。

3. 前二項に基づき承認されたユニフォームの広告は、本協会の承認の日から当該登録年度の終了日まで有効とする。

第7条〔広告の掲示(2)―広告の様式〕

前条に基づく広告の様式は、次の条件によるものとする。

- (1) 広告は、極端にユニフォームから突出してはならず、危険性のない適切な素材でなければならない。
- (2) 広告の掲示は一ヶ所につき、一社のみとする。
- (3) 広告を掲示できる場所及びサイズは次のとおりとする。
 - ① シャツ前面：選手番号の上部又は下部に300cm²以下
 - ② シャツ背面：選手番号の上部又は下部に200cm²以下
 - ③ シャツ左袖：50cm²以下
 - ④ ショーツ前面左：80cm²以下

第8条〔広告の掲示(3)―制限及び停止〕

1. 本協会又は公式競技会主催者は、競技規則及び大会要項等により、チームの広告掲示を制限することができる。
2. 掲示される広告は公序良俗に反するものであってはならない。
3. 掲示された広告が不適当であると本協会又は公式競技会主催者が判断した場合には、チームに対し広告掲示を停止させることができる。
4. 第6条に基づき承認された広告に対し、大会要項等により別途広告掲出料の支払いが発生した場合には、チームは当該公式競技会主催者の指示に従うものとする。

第9条〔表示の禁止〕

ユニフォームには、政治的、宗教的又は個人的なスローガン、メッセージ又はイメージを表示してはならない。

第10条〔適用除外〕

日本プロサッカーリーグ（Ｊリーグ）、日本女子サッカーリーグ（なでしこリーグ）、および日本フットサルリーグ（Ｆリーグ）のユニフォームについては、本規程を適用しない。

第11条〔その他〕

本規程に定めがない事項については、競技規則又は大会要項によるものとする。競技規則又は大会要項にも定めがない事項については、本協会又は公式競技会主催

者の判断に従うものとする。

第12条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行う。

第13条〔施 行〕

本規程は、2012年4月1日から施行する。

第14条〔移行期間〕

前条にかかわらず、本規程の施行後3年間（2016年4月1日から2019年3月31日まで）は、大会主催者の許可を得た場合は、改正前の規程を適用することができる。また、本規程の施行前3ヶ月間（2016年1月1日から2016年3月31日まで）は、大会主催者の許可を得た場合は、改正後の規程を適用することができる。

〔改 正〕

2012年4月12日

2013年2月7日

2013年12月19日（2014年4月1日施行）

2015年7月16日（2016年4月1日施行）

[別紙]

図1 〈チーム識別標章（チーム名／エンブレム）及び選手番号のサイズ〉
(本規程 第5条(1)及び(2))



(注) 上記における各表示の配置は一例となる

図2 〈製造メーカー識別標章（製造メーカー名／ロゴマーク）の表示〉
（本規程 第5条(6)①のイ、②のイ、③のイ）

(ア) (単独のロゴマーク)

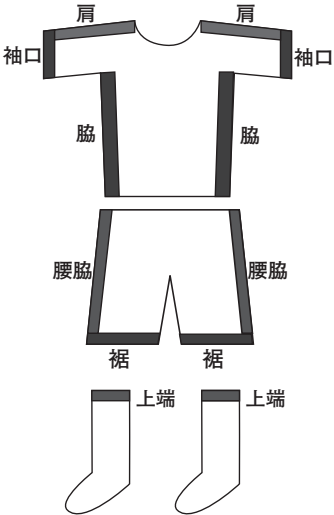


(イ)

I. (同一ロゴマークの連続配置)



II. (帯状のロゴマーク)



※(ア)又は(イ)の形状のロゴマークを、シャツの肩又は脇又は袖口、ショーツの腰脇又は裾、ストッキングの上端に表示することができる。

※幅は、シャツ（肩又は脇又は袖口）及びショーツ（腰脇又は裾）の場合 8 cm 以下、ストッキング（上端）の場合 5 cm 以下

製造メーカー名	Star	<i>Star</i>	 Star	 Star certificated
ロゴマーク				

※デザイン中にメーカーの名称を文字情報として含むものは、全て製造メーカー名と見なす。

図3 〈広告の掲示（場所及びサイズ）〉

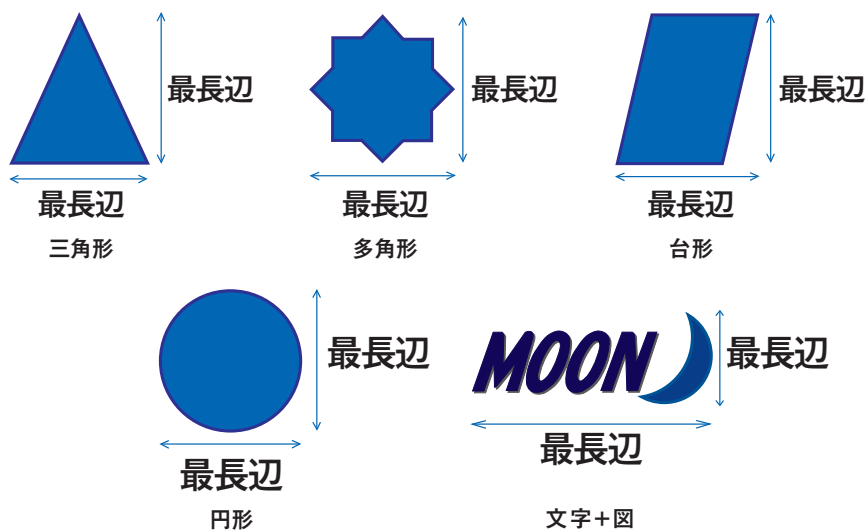
(本規程 第7条)



※広告の掲示は上記の四ヶ所に限り、これ以外の場所の広告掲示は認められない。

図4 〈表示物及び掲示物のサイズの計算〉

原則、表示物及び掲示物の最長辺同士を乗じた面積とする（縦×横）。以下に例を示す。



【はじめに】

協会から派遣された主審は、公式試合の競技運営を終了したならば、試合の審判報告書を主催協会宛に（試合の行われた翌日までに）郵送する義務がある。

審判報告書は、その試合の主審が競技運営で記録した公式文書である。内容に間違いがないように他の審判員と記録を確認し、競技規則の用語を用いて記入し、提出するよう心掛けること。

【大会名】

正式名称を記入する。

（例）第81回天皇杯全日本サッカー選手権大会 1 回戦

【試合および結果】

勝敗に関係なく、左側に組み合わせ表またはトーナメント表の左側（上）に書かれたチーム名を記入する。チーム名は正式名称で記入する。

結果は、チーム名に対応して合計の得点を記入し、順に前、後半の得点を括弧内に記入する。

延長の場合は、同じように前、後半の得点を記入する（合計得点は、延長の得点も含めて記入する）。

PK方式の場合は、さらにPK方式（4：5）のように記入する。

【日時】

キックオフの時間は、予定時刻ではなく実際にキックオフをした時間を記入する。

【場所】

競技場（グラウンド）名を正式名称で記入する。（例）横浜市三ツ沢公園球技場

【主審・副審・第4の審判員】

主審・副審・第4の審判員の氏名は必ずフルネームを記入する。

所属欄には、1 級および女子 1 級審判員は「日本協会」、2 級審判員は「地域協会名」、3 級審判員は「都道府県協会名」、4 級審判員は「都道府県協会名」を記入する。

【競技場、用具の状態】

競技場・用具が全て良い状態であれば「良好」、その他の場合には、具体的に（芝・土…状態…凹凸・水たまりあり等）状態を記入する。

競技場の用具（ゴール・ネット・ライン等）に不備があった場合には、競技開始前にどのような改善策を実施し、その結果どのような状態になったので競技を開始したのかを詳細に記入する。

【警告】

1. 時間（前、後半の通算時間また延長も通算時間で）※試合イベント時間表記統一について参照
2. チーム名
3. 選手番号
4. 氏名（必ずフルネームで記入すること）
5. 理由（競技規則の記載通りに記入する。「ラフプレー」は、競技規則では「反スポーツ的行為」に含まれるが、日本では独立した警告の項目として採用している。適用を間違わないように注意すること）
6. 具体的な反則の内容

【退場】

警告の欄と同じ要領で記入する。

※なお退場の場合は、「別紙の審判報告書（重要事項）」に詳細に記入して提出する。但し2度の警告の場合は、審判報告書に記入するのみでよい。

【その他の報告事項】

特に問題のなかった場合には「特になし」と記入する。

その他の場合には具体的に記入する。

[具体例]

- ①競技者、交代要員以外のチーム役員に懲戒罰（警告・退場）に相当する行為があった場合。この場合も、氏名（フルネーム）を記入する。
- ②主審が懲戒の罰則を運用することのできない時間帯に懲戒罰に相当する行為があった場合
- ③チームのユニフォーム等に問題があった場合
- ④キックオフの時間が遅れた場合
- ⑤副審や第4の審判員に問題があった場合

⑥運営面で問題があった場合

⑦その他（規則第5条の主審の「権限」「職権と任務」に問題が生じた場合）

※①、②、⑤、⑦のような事例については別紙の審判報告書（重要事項）を用いて、詳細を報告しなければならない。

その記入の際、次の事項に留意すること。

・タイトル

例：「85分Aチーム6番～（氏名）選手による乱暴な行為、退場について」

・客観的な事象

例：「いつ」「どこで」「誰が（誰に）」「どうした」

・主審の下した決定

例：「相手競技者の顔を平手でなぐったので、乱暴な行為によりレッドカードを示し退場を命じた」

・退場・退席後の競技者・役員の行動・態度

例：「素直にフィールドから出ていった」

【日付、住所、署名】

日付は、記載日を記入し、年は西暦で記入する。

住所と氏名は、明確に自筆で記入する。

【報告先】

試合を主催した協会の会長宛に報告する（都道府県・地域・日本サッカー協会会長殿）。

※協会名を記入する時は正式名称で記入すること

審判報告書

大会名

試合時間..... 分 延長戦..... 分

試合 A..... 対 B.....

結果.....:.....(.....:.....)(.....:.....)延(.....:.....)(.....:.....)

日時.....年.....月.....日.....時.....分キックオフ PK方式(.....:.....)

場所.....

主審.....所属.....副審1.....所属.....

第4の審判員.....所属.....副審2.....所属.....

競技場、用具の状態

.....

.....

警告

時間：チーム：番号：氏名：理由(()内に反ラ異線遅距入去を記入し、具体的事由を記入する。)

1				()
2				()
3				()
4				()
5				()
6				()
7				()
8				()

退場 (詳細は重要事項報告書に記入して提出する。但し警告2についてはこの報告書のみでよい。)

時間：チーム：番号：氏名：理由(不正、乱暴、つば、阻止(手)、阻止(他)、暴言、警告2)

1				
2				
3				

その他の報告事項

.....

.....

.....

以上の通り報告いたします。

.....年.....月.....日

主審住所.....

.....

署名.....

.....サッカー協会会長殿

審判報告書 (重要事項)

大会名

試合時間.....分 延長戦.....分

試 合 対

日 時.....年 月 日

退場、その他の重要事項についての詳細

[illegible]

以上の通り報告いたします。

年 月 日

主审署名

.....サッカー協会会長殿

審判アセスメント報告書

審判アセッサー _____

大会名 _____ 試合時間 _____ 分

対戦チーム A _____ B _____

試合結果 A ____ : ____ B (: 、 :)

延長 (: 、 :)

PK (:)

試合日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 キックオフ _____ 時 _____ 分

《運営上の問題点》

副審1 氏名 _____ 所属 _____ 月 _____ 日

オフサイドの判定 /30

その他の判定 /20

ポジショニングと動き /20

シグナル /10

主審との協力 /20

評価点
(合計点÷10)

コメント

副審2 氏名 _____ 所属 _____ 月 _____ 日

オフサイドの判定 /30

その他の判定 /20

ポジショニングと動き /20

シグナル /10

主審との協力 /20

評価点
(合計点÷10)

コメント

第4の審判員 氏名 _____ 所属 _____

コメント

試合 A

B

年

月

日

主審氏名

所属

A 判定の的確さ、一貫性 (40点)

- 1 規則と精神の解釈と適用が的確で、かつ基準が一貫しているか (30点)

/30

- 2 アドバンテージの適用が的確か (10点)

/10

B ゲームコントロール (30点)

- 1 必要なときに警告、退場を出しているか (20点)

/20

- 2 態度は毅然としているか、公平か、シグナルや笛は明確か (10点)

/10

C 体力、動き、ポジショニング (20点)

- 1 スタミナ、スピードは十分か。必要なときに全速走しているか (10点)

/10

- 2 良いポジションをとっているか (10点)

/10

D 副審との協力 (10点)

- 1 副審と良いチームワークを作っているか。副審のシグナルに適切に対応しているか (10点)

/10

評価点 (合計点 ÷ 10)

試合の困難度

1 やさしい

2 難しい

3 大変難しい

その理由

主審へのアドバイス

1、2 ページは、「KickOff」に設定されていない試合に限り使用し、試合の翌日までに投函して下さい。

このページには、「退場などの重大な事態の報告(事実に対してのコメント)や審判員に関する委員会への報告(優れている点や問題点)または「事務連絡」を記入し、翌日までにFAXして下さい。

***このページは審判員には送付しません。**

宛先：〒113-8311 東京都文京区サッカー通り（本郷3-10-15）JFAハウス
公益財団法人 日本サッカー協会 審判委員会 御中

試合 A _____ B _____

主審氏名 _____ 試合日 _____

審判アセッサー： _____

各協會連絡先

2014.6.30現在

	〒	住 所	TEL FAX
(公財) 北海道	062-0912	札幌市豊平区水車町 5-5-41 北海道フットボールセンター内	011-825-1100 011-825-1101
東北	010-0974	秋田市八橋運動公園 1-5 秋田県スポーツ科学センタ ー内 3F 一般社団法人 秋田県サッカー協会内	018-896-5665 018-896-5688
(一社) 青森	033-0011	三沢市幸町 1-6-27	0176-50-2866 0176-50-2867
(公社) 岩手	028-3318	岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目 1-1 岩手県フットボールセンター	019-681-8010 019-681-8012
(一社) 宮城	981-0103	宮城県宮城郡利府町森郷字内ノ目南119-1 宮城県サッカー場内	022-767-7679 022-767-3076
(一社) 秋田	010-0974	秋田市八橋運動公園 1-5 秋田県スポーツ科学センター内 3F	018-896-5665 018-896-5688
(NPO) 山形	990-0042	山形市七日町 1-4-18 トラッドセブン 2-E	023-626-5422 023-626-5423
(一財) 福島	963-0204	福島県郡山市土瓜 1丁目230柳沼ビル 1F	024-953-5626 024-953-5627
関東	260-0013	千葉市中央区中央 3-9-16 三井生命千葉中央ビル 1F 公益社団法人 千葉県サッカー協会内	043-310-4888 043-222-0355
(公財) 茨城	310-0026	水戸市泉町 2-2-11 大谷ビル 2F	029-228-6645 029-228-6646
(公社) 栃木	320-0857	宇都宮市鶴田 2-2-10 鈴運メンテック (株) ビル 2F	028-688-8411 028-688-8400
(公社) 群馬	371-0854	前橋市大渡町 1-10-7 群馬県公社総合ビル 5F	027-256-7258 027-256-7298
(公財) 埼玉	330-0074	さいたま市浦和区北浦和 1-21-18 雁ヶ音ビル204	048-834-2002 048-834-2004
(公社) 千葉	260-0013	千葉市中央区中央 3-9-16 三井生命千葉中央ビル 1F	043-310-4888 043-222-0355
(公財) 東京	113-0033	東京都文京区本郷 3-10-15 JFAハウス 6F	03-6801-8001 03-5800-5525
(一社) 神奈川	252-0804	藤沢市湘南台 1-6-7 小宮ビル 4F	0466-46-5602 0466-46-5696
(一社) 山梨	409-3864	山梨県中巨摩郡昭和町押越1500-1 押原公園内	055-267-8885 055-267-8886
北信越	920-8203	金沢市鞍月 4丁目105番地 ダイワロイヤル金沢ビル 3F 一般社団法人 石川県サッカー協会内	076-201-8119 076-201-8119

	〒	住 所	TEL FAX
(一社) 長野	390-1131	長野県松本市今井7037-7 長野県フットボールセンター内	0263-57-5210 0263-57-5211
(一社) 新潟	950-1101	新潟市西区山田2307-272 新潟ふるさと村敷地内時の旅人館 2 F	025-233-0100 025-233-0055
(公社) 富山	936-0078	富山県滑川市高月町129番 日医エスポーツアカデミー内	076-476-0403 076-476-0423
(一社) 石川	920-8203	金沢市鞍月 4 丁目105番地 ダイワロイヤル金沢ビル 3 F	076-218-9000 076-218-9001
(一社) 福井	918-8231	福井市問屋町 3 -107	0776-28-2990 0776-28-2998
東海	420-0031	静岡県葵区呉服町 2 丁目 1 番地の 5 (5 風来館 5 階) 一般財団法人 静岡県サッカー協会内	054-266-5280 054-266-5281
(一財) 静岡	420-0031	静岡県葵区呉服町 2 丁目 1 番地の 5 5 風来館 5 階	054-266-5280 054-266-5281
(公財) 愛知	467-0066	名古屋市瑞穂区洲山町 2 -21 啓徳名古屋南ビル 5 階	052-846-2320 052-846-2383
(一社) 三重	513-0806	鈴鹿市算所 5 -22-18 オフィススズカ 1 F	059-379-5207 059-379-5154
(一財) 岐阜	500-8357	岐阜市六条大溝 3 - 8 -13	058-272-4343 058-272-3181
関西	550-0004	大阪市西区靱本町 1 丁目 7 番25号 T K靱本町ビル 6 F 一般社団法人大阪府サッカー協会内	06-6441-5911 06-6441-5882
(公社) 滋賀	524-0212	守山市服部町2439 野洲川歴史公園サッカー場内	077-585-0982 077-585-0983
(一社) 京都	604-8205	京都府京都市中京区新町三条下ル三条町349- 2 くろちく六角ビル 4 階	075-211-9416 075-211-9417
(一社) 大阪	550-0004	大阪市西区靱本町 1 丁目 7 番25号 T K靱本町ビル 6 F	06-6441-5881 06-6441-5882
(一社) 兵庫	651-0085	神戸市中央区八幡通 2 - 1 -10 三木記念神戸市立スポーツ会館内	078-232-0753 078-232-4647
(一社) 奈良	636-0222	奈良県磯城郡田原本町法貴寺1371番地	0744-47-2212 0744-47-2223
(一社) 和歌山	640-8323	和歌山市太田 2 丁目14番 9 -205号	073-472-2713 073-472-2714
中国	730-0011	広島市中区基町 4 - 1 (公財) 広島県体育協会内	082-212-3851 082-212-3852

	〒	住 所	TEL FAX
(一財) 鳥取	680-1141	鳥取市蔵田423 鳥取市営サッカー場バードスタジアム内	0857-51-7600 0857-51-7603
(一社) 島根	690-0876	松江市黒田町454- 9	0852-32-4673 0852-32-4683
(一財) 岡山	700-0985	岡山市北区厚生町 3 - 1 -15 岡山商工会議所ビル 6 F	086-227-5653 086-226-2037
(公財) 広島	730-0011	広島市中区基町 4 - 1 (公財) 広島県体育協会内	082-212-3851 082-212-3852
(一社) 山口	753-0048	山口市駅通り 2 - 7 -18 トウヨウビル203	083-920-5700 083-920-5701
四国	780-0053	高知市駅前町 2 - 1 高砂ビル301 一般社団法人 高知県サッカー協会内	088-875-3115 088-872-1151
(一社) 香川	761-0104	香川県高松市高松町1367- 1 東部運動公園内	087-816-1790 087-816-1791
(一社) 徳島	770-0864	徳島市大和町 2 - 1 - 6 佐々木ビル 2 F	088-655-6190 088-656-8121
(一社) 愛媛	790-0914	愛媛県松山市三町 3 -12-13 三町ビル 1 F	089-990-3663 089-990-3883
(一社) 高知	780-0053	高知市駅前町 2 - 1 高砂ビル301	088-875-3115 088-872-1151
九州	819-0014	福岡市西区豊浜 2 -19- 9 竹田孝気付	090-3324-8790 092-883-3755
(公社) 福岡	813-0018	福岡市東区香椎浜ふ頭 1 - 2 -16 福岡フットボールセンター内	092-674-2900 092-674-2911
(一社) 佐賀	849-0923	佐賀市日ノ出 2 - 1 -11 佐賀県スポーツ会館内	0952-33-7609 0952-33-7714
(一社) 長崎	850-0851	長崎県長崎市古川町 6 番35号 タナカビル 2 F	095-829-3370 095-829-3371
(一社) 熊本	860-0831	熊本市八王寺町 9 -60	096-334-5565 096-334-5568
(一社) 大分	870-0125	大分市大字松岡6841	097-573-2288 097-573-2290
(一社) 宮崎	880-0878	宮崎市大和町91 タカラムラビル 1 F	0985-32-7151 0985-32-7152
(一社) 鹿児島	890-0062	鹿児島市与次郎 1 - 8 -10 サンロイヤルホテル 4 F	099-259-6856 099-259-3478
(一社) 沖縄	900-0026	那覇市奥武山町51番地 2 406号室 沖縄県体協スポーツ会館内	098-996-4722 098-996-4733

※最新の情報は、JFA公式サイト(www.jfa.jp)をご確認下さい。



予測
不可能

#BETHEDIFFERENCE



サッカー競技規則 2015/2016

2015年 8 月 1 日第 1 刷発行

不許複製

発行所 **公益財団法人 日本サッカー協会**

〒113-8311東京都文京区サッカー通り(本郷 3 -10-15)

JFAハウス

電話 03-3830-2004 (代)



For GAMES ゲーム

常に全力でゴールをめざす。
勝利をめざす。
それがサッカーという
僕が大好きなゲームに対する
リスペクト。



For REFEREES レフェリー

子どもたちもひとりひとりりっぱな選手。
しっかり目を見て握手する。
いいゲームをしようね。

For PLAYERS

選手

サッカーには敵はいない。
対戦相手は敵じゃない。
自分たちの力をためし、
サッカーを楽しむための大切な仲間。
試合のはじめに相手の目を見て
しっかりと握手する。
リスペクトの証として。

リスペクト

大好きなサッカーを
もっと楽しむために、
互いを「大切に思うこと」。
「フェアで強い」
日本サッカーを目指して。

日本サッカー協会、Jリーグは、
リスペクト・プロジェクトを
推進しています。



For COACHES コーチ

子どもたちに会う前には、
いつも自分を振り返る。
子どもたちは大切な相手。
ちゃんとしていないとはずかしい。
スマイルOK!



For SUPPORTERS サポーター

コーチはコーチに任せる。
レフェリーはレフェリーに任せる。
プレーは子どもたちに任せる。
私たちは応援し、見守る。

大切に思うこと

— RESPECT PROJECT —

JFAの公式ホームページ
<http://www.jfa.jp/>

公益財団法人日本サッカー協会
〒113-8311 東京都文京区サッカー通り(本郷3-10-15) JFAハウス
TEL.03-3830-2004 FAX.03-3830-2005

Jリーグの公式ホームページ
<http://www.j-league.or.jp/>

公益社団法人日本プロサッカーリーグ
〒113-8311 東京都文京区サッカー通り(本郷3-10-15) JFAハウス9階
TEL.03-3830-2006 FAX.03-3830-2007



